

答申案イメージ
R5.1.13時点

第2期長野県地域福祉支援計画

2023年度～2027年度

長野県

第1節 計画策定の趣旨

【社会福祉情勢の変化】

- 人口減少社会の到来、家族や社会的なつながりの希薄化等により、地域社会は大きな転換点を迎つつあります。かつては「終身雇用」など、日本的といわれる社会経済の仕組みの中で、社会福祉制度においても、支える側と支えられる側を固定的に捉えた典型的な要因を想定して、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに法的な支援制度が整備されてきました。
- しかしながら、昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例が見られるようになり、従来の縦割りの制度では対応が困難なケースが増加してきています。
- こうした地域生活課題解決のため、全世代型の社会保障への転換と、様々な課題解決の主体としての地域の力の強化が必要と考えられます。
- 日本の寿命は世界トップクラスであり、今後更に延伸することが予想されています。「人生100年時代」を迎える中で、高齢者から子どもまで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、それぞれの生き方やスタイルの違いを認め合い、応援し合う社会をつくっていく必要があります。
- 一方、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻化することや、社会経済状況の変化の中でひきこもりの長期化や介護離職などにより、「8050問題」「医療的ケア」「ヤングケアラー」に見られるような複合的な課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人が増加しています。
- 加えて、令和元年東日本台風災害など大規模災害の頻発化やその要因と言われる気候変動の深刻化、さらには新型コロナウイルスの世界的な感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻など国際情勢の激変とこれに伴う物価高騰など、様々な危機が複合的に訪れ、変化が急激で先を見通すことが難しい時代を迎えています。

【社会福祉法の改正】

- 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されています。
- 社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する条項が新設され、「住民に身近な圏域で」地域力を強化するための環境整備を行うこと、そこで明らかになった地域生活課題を受け止める相談体制の整備が明記されました。
- 社会福祉法第4条では、地域住民等（地域住民のほか、社会福祉法人等の事業者や、民生・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアなど地域で福祉的な活動を行う主体）は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意するものとされました。
- 社会福祉法第6条では、地域福祉の推進に向け、地域住民だけでなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進に当たっての行政の責務が明記されるとともに、地域の力

第1章 計画の基本的な考え方

と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

- さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に明記されるなど、市町村域における専門的相談機関の協働の推進に重層的に取り組むことの必要性が増しています。

【計画策定の背景】

- このような近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域共生の理念を皆が学び合い、ともに生きる、ともに暮らす社会を創造していく必要があります。
- 地域に暮らす誰にも居場所と出番があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指すとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、地域福祉の基本的な方向を示して、様々な主体の取組を支援する県の施策に関する計画を策定します。

第2節 計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として以下の項目を盛り込み、市町村の「地域福祉計画」の策定を支援します。

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他福祉に関連して共通して取り組むべき事項
- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的な方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

第3節 計画期間

- 長野県総合5か年計画と整合を図るため、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。
- ただし、本県の地域福祉を取り巻く課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4節 他の計画との関係

- この計画は、「長野県総合5か年計画（原案）」の基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を地域福祉の分野で具体化する計画です。また、長野県が今後目指す地域福祉の方向性に関する基本的な計画として、関連する計画との整合・調和を図ります。
- この計画は、誰一人取り残さない持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を最大限尊重します。

長野県総合5か年計画（原案）

人権の尊重や公正さ、多様性・包摂性を追求し、誰一人取り残さない
県民に息づく「学びと自治の力」を生かす

- 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる
- 誰もが主体的に学ぶことができる社会をつくる



長野県地域福祉支援計画

〔基本理念〕ともに学び ともに創る 地域共生・信州

（関連する他分野の計画）

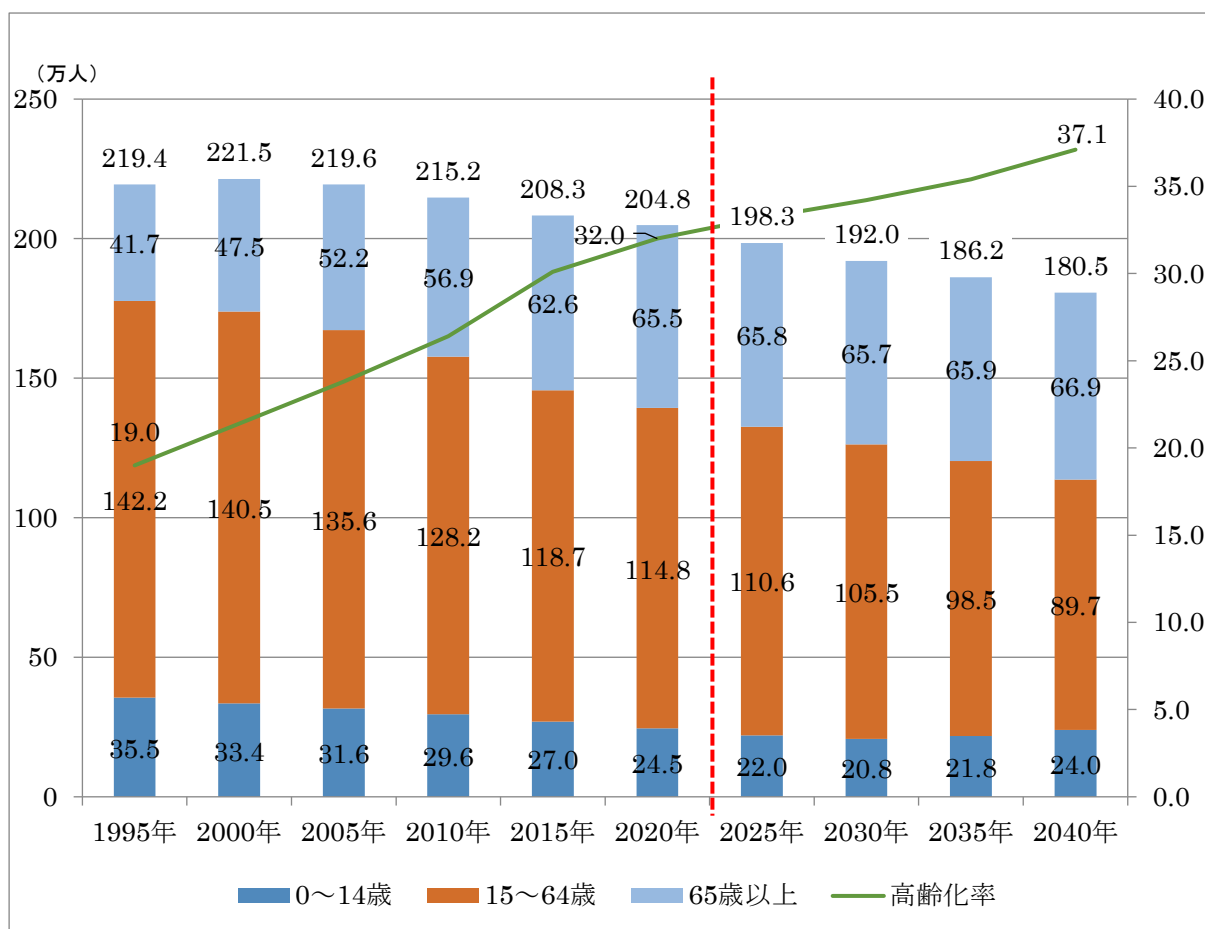
- ・長野県子ども・若者支援総合計画
 - ・信州保健医療総合計画
 - ・長野県高齢者プラン
 - ・長野県障がい者プラン
 - ・長野県自殺対策推進計画
- 等

第1節 人口・世帯の状況

① 将来の人口の見通し

長野県の現在の人口は、約202万2,009人（2022年（令和4年）4月1日時点）ですが、長野県の人口は2000年（平成12年）以降減少傾向にあり、今後もその傾向が継続するものと見込まれています。また、年齢階級別に見ると、15歳～64歳の人口が一貫して減少しており、2035年には100万人を下回ると見込まれています。

図1 年齢階級別人口及び高齢化率の推移



実績値：総務省「国勢調査」

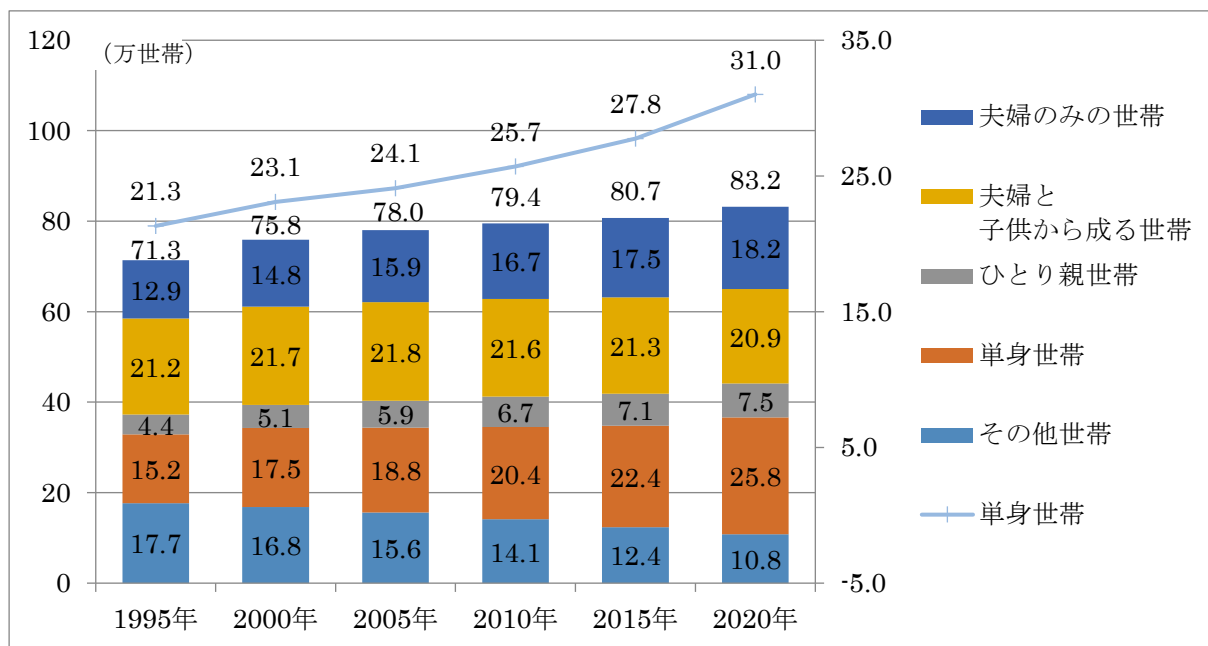
推計値：長野県企画振興部が国・都道府県・市町村が人口減少に歯止めをかける施策を講じた場合として推計したもの（総合5か年計画策定時の推計値）

※1995年～2015年の総人口には年齢「不詳」の人口を含み、年齢別人口と合計が一致しない場合がある

② 世帯構造の変化

長野県の現在の世帯数は、約83万7千世帯（2022年（令和4年）4月1日時点）です。世帯構成を見ると、夫婦と子どもからなる世帯の世帯数が減少傾向であるのに対し、世帯人員が1人のみの単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、特に単身世帯の全世帯に占める割合は31.1%まで増加しています。

図2 世帯類型別世帯数の推移



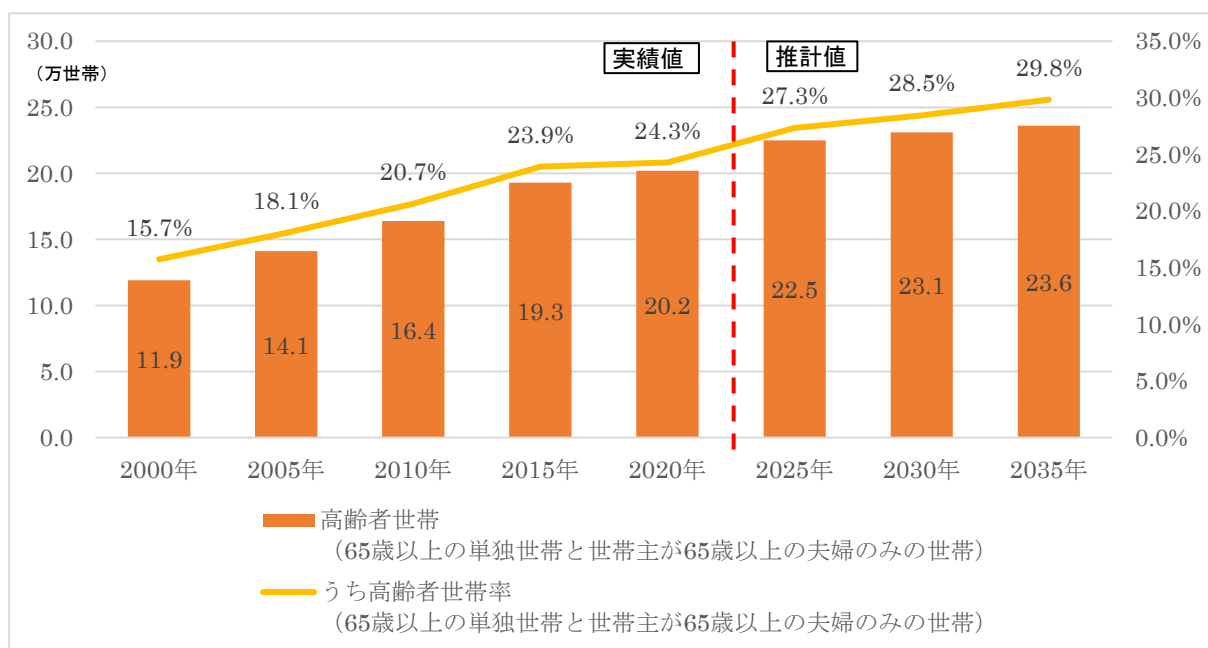
総務省「国勢調査」

③ 高齢者の世帯状況

長野県の高齢夫婦世帯（65歳以上の単独世帯と世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯）は2005年には14.1万世帯で全世帯の18.1%でしたが、年々増加傾向にあり、2020年には20万世帯を超えています。

人口減少が見込まれる中、全世帯に占める高齢者世帯の割合が増加していくことが見込まれています。

図3 高齢者世帯数の推移



実績値：総務省「国勢調査」

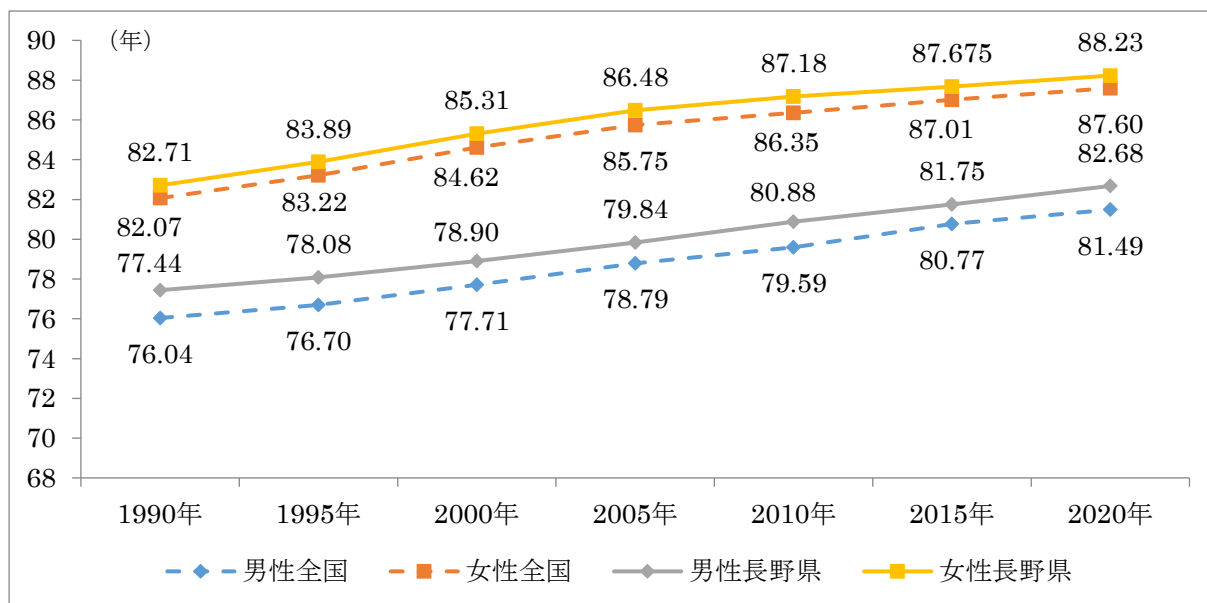
推計値：長野県企画振興部による推計（総合5か年計画策定時の推計値）

④ 平均寿命と健康寿命

令和2年（2020年）の都道府県別生命表によると、本県の平均寿命は女性が88.23年で全国4位、男性が82.68年で全国2位となっており本県の長寿を裏付けています。

健康寿命については、指標が3つあり、指標により全国における水準は異なりますが、そのうち「日常生活動作が自立している期間の平均（2020年）」については、男性は全国2位、女性は全国1位となっています。

図4 平均寿命の推移



厚生労働省「都道府県別生命表」

表1 健康長寿に関する指標

(単位: 年)

指標	性別	長野県	全国
日常生活に制限のない期間の平均 (2019年) ※国民生活基礎調査(厚生労働省)の質問で「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか。」⇒「ない」の回答を健康な状態とする。	男性	72.55 (30位)	72.68
	女性	74.99 (37位)	75.38
自分が健康であると自覚している期間の平均 (2019年) ※国民生活基礎調査(厚生労働省)の質問で「あなたの現在の健康状態はいかがですか。」⇒「よい」、「まあよい」及び「ふつう」の回答を健康な状態とする。	男性	73.16 (23位)	73.15
	女性	76.66 (18位)	76.47
日常生活動作が自立している期間の平均 (2020年) ※介護保険の要介護度2未満を健康な状態とする。	男性	81.1 (2位)	80.1
	女性	85.2 (1位)	84.4

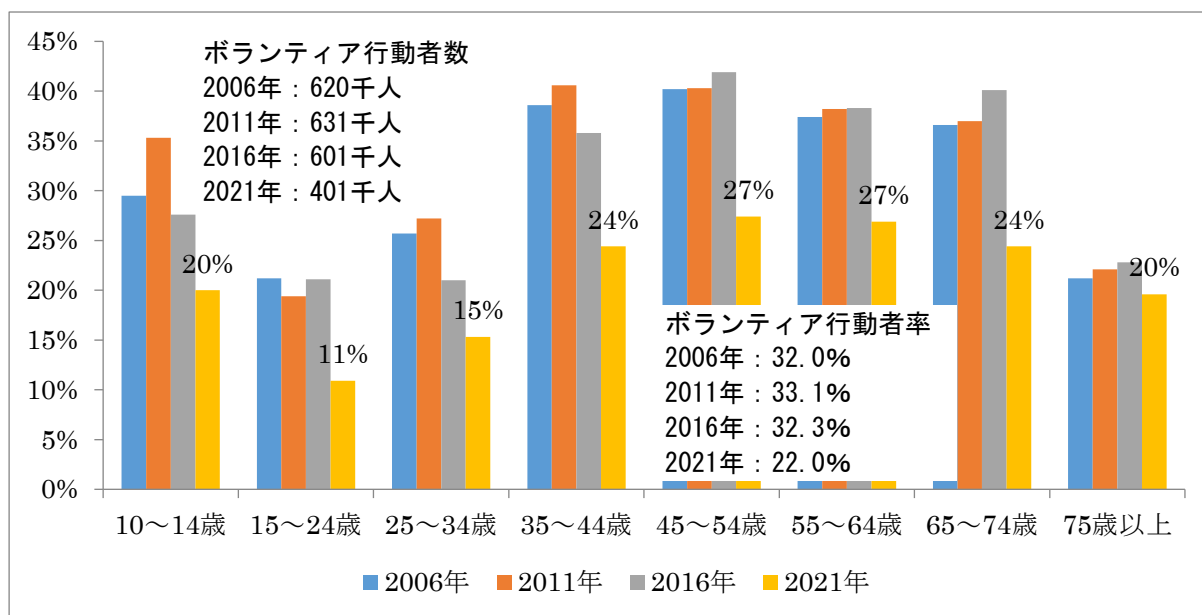
厚生労働省科学研究班

第2節 地域を支える人材・環境等の状況

① ボランティアの状況

本県でボランティア活動や地域活動など、公共的活動に参加する者は概ね40万人となっており、2016年までの水準から低下しています。また、活動者を年齢層別に見ると、15～24歳、25～34歳のボランティア活動等に参加する割合が他の年齢層に比べ低くなっています。

図5 ボランティア活動の年齢別行動者率



総務省「社会生活基本調査」 ※行動者率：10歳以上人口に占める行動者数の割合

② 民生・児童委員の状況

民生・児童委員は、地域の中で住民の相談や日常の見守り、関係機関への橋渡しなど、地域福祉を推進するための活動を行っており、長野県では5,246人が委嘱されています（2020年度（令和2年度）末時点）。

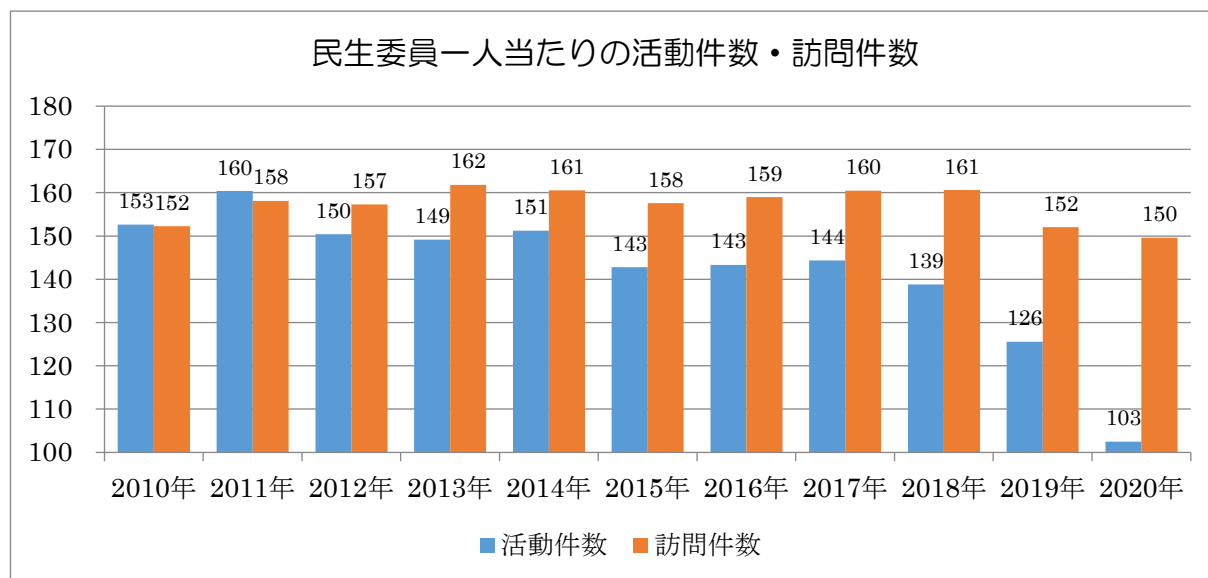
民生・児童委員の平均年齢は65.6歳（2020年度（令和2年度）末時点）であり、地域の身近な相談等を高齢者が担っている実態があります。

表2 民生・児童委員現員数

時 点	現員数 (a)	定数 (b)	欠員数 (b) - (a)	充足率 (a) / (b)	平均年齢
2010年度	5,240人	5,248人	8人	99.85%	64.1歳
2013年度	5,236人	5,259人	23人	99.56%	64.9歳
2016年度	5,250人	5,274人	24人	99.54%	65.8歳
2020年度	5,246人	5,274人	28人	99.47%	65.6歳

長野県地域福祉課調べ

図6 民生・児童委員1人当たり活動件数・訪問件数



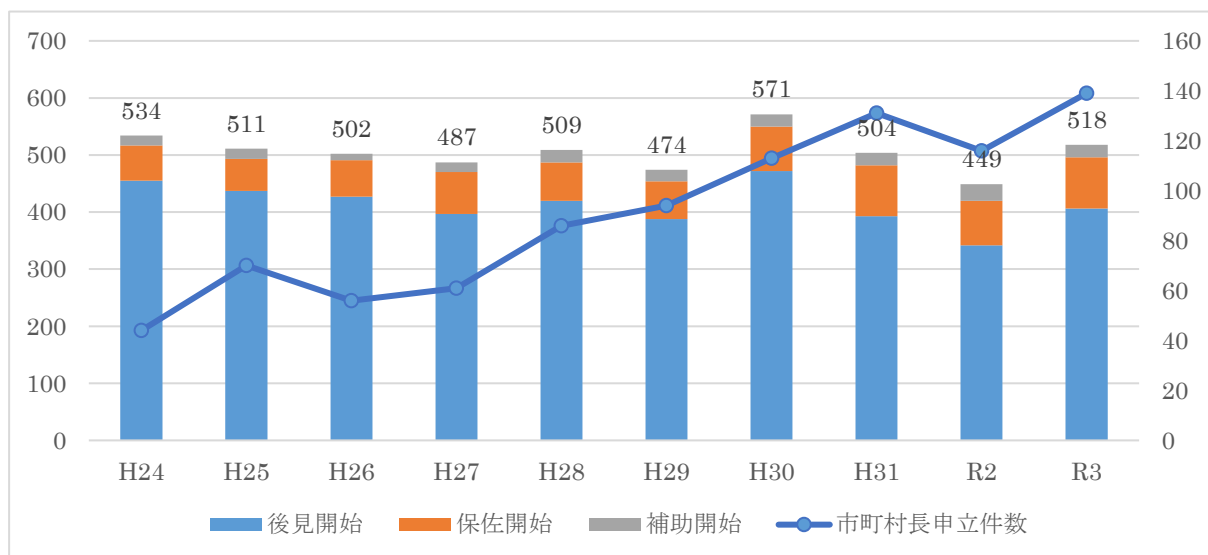
長野県地域福祉課調べ

③ 成年後見制度の状況

長野県の成年後見関係の申立数は、近年では概ね横ばいも、令和2年度には近年でも最低水準となっています。市町村長申立件数は増加傾向となっており、令和2年度には減少に転じたものの、令和3年度には再び増加しています。

申立実績を見ると、成年後見開始件数が全体の7割以上を占めています。

図7 長野県の成年後見関係申立数の推移

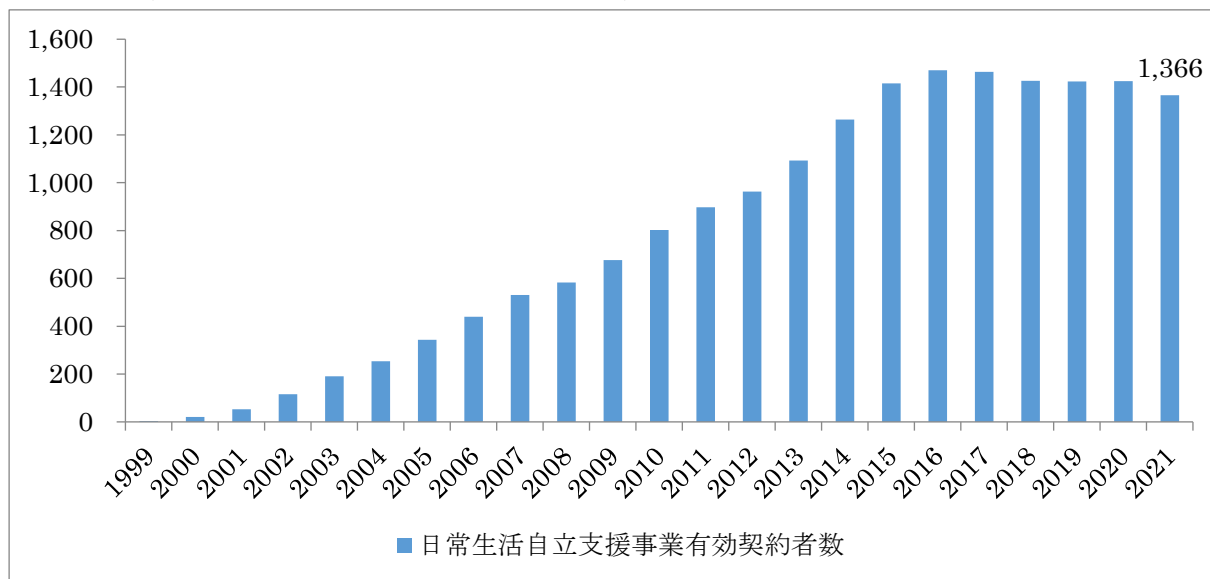


長野家庭裁判所 成年後見制度申立件数等推移表による

④ 日常生活自立支援事業の利用状況

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の援助等を行う日常生活自立支援事業の契約者は制度開始以降増加傾向にあり、2021年度（令和3年度）末時点で1,366人の方が制度を利用しています。

図8 日常生活自立支援事業契約者数の推移

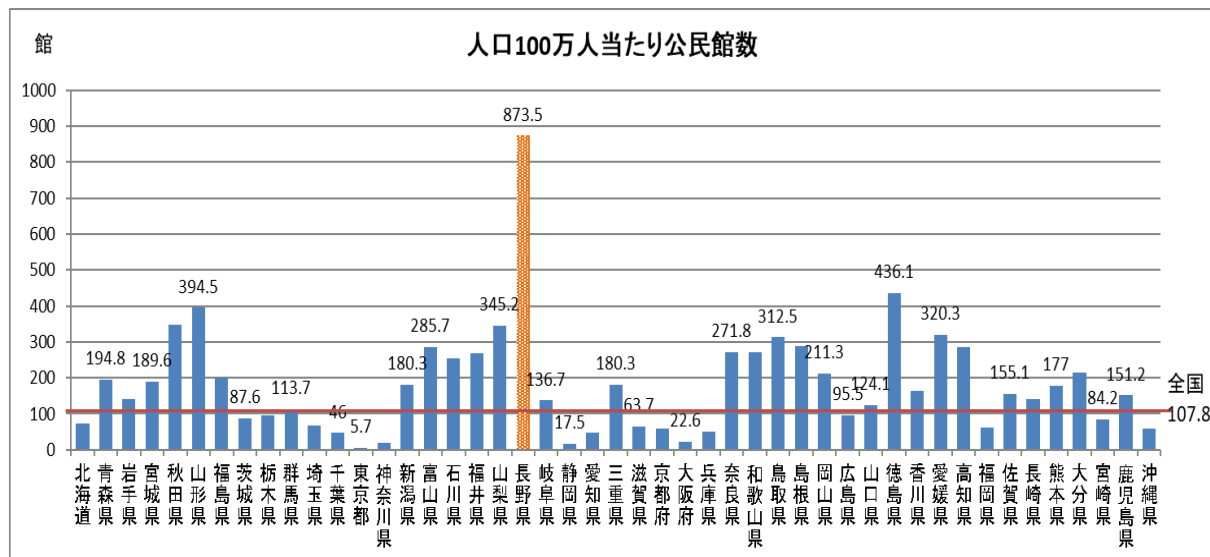


長野県社会福祉協議会調べ

⑤ 公民館数

本県における人口100万人当たり公民館数は全国で最も多い数となっています。講座や講演会の開催など、地域住民の学びの場になっているだけでなく、住民同士が交流する場になることで地域課題を発見するきっかけや、多彩な地域づくりの場になっています。

図9 人口100万人当たり公民館数（2018年（平成30年））



総務省「社会・人口統計体系」

⑥ 人権問題への関心の高まり

人権問題への関心は高い水準で推移しており、令和2年度に実施した調査では、差別や偏見を扱った報道や新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに人権問題へ関心をもったとする割合が高くなっています。

図 10

人権問題へ関心がある人の割合

令和2年度調査	87.0%
平成27年度調査	85.4%
平成20年度調査	85.0%

人権問題へ関心をもったきっかけ（上位3つ）

新聞・テレビ・インターネット等による差別や偏見を扱った報道	71.5%
新型コロナウイルス感染拡大に伴う差別や誹謗中傷	64.0%
学校における人権教育	35.7%

長野県 人権に関する県民意識調査報告書（令和2年度実施）より

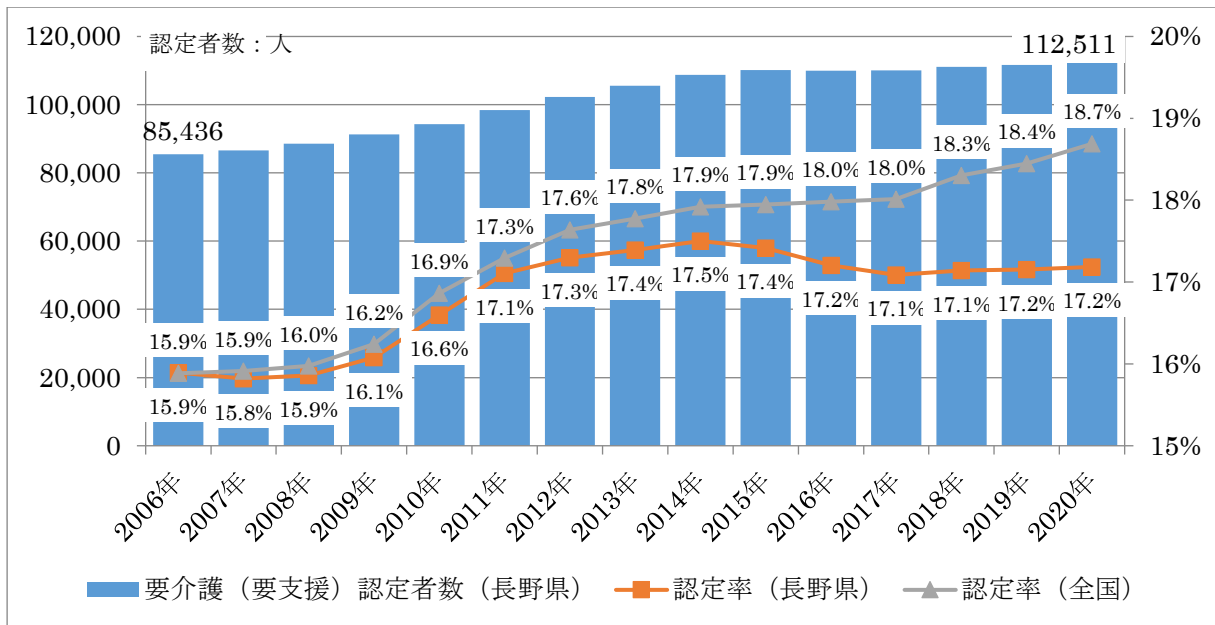
第3節 多様な当事者を取り巻く状況

(1) 高齢者を取り巻く状況

① 要介護（要支援）者の推移

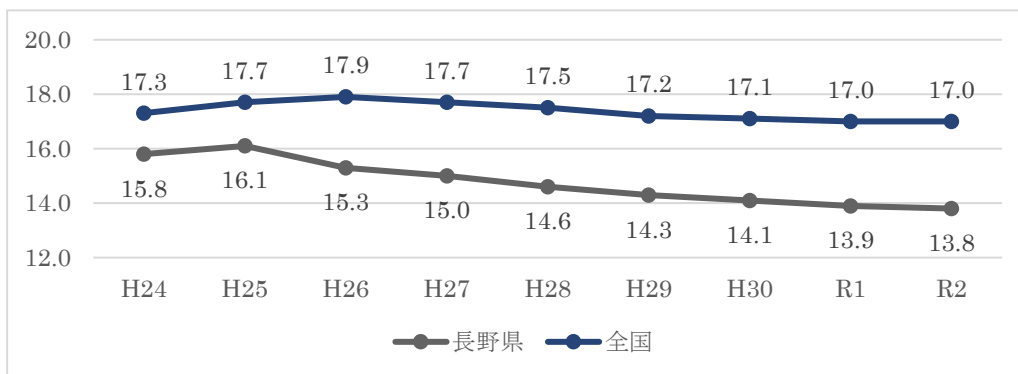
長野県の高齢者数、高齢化率は一貫して増加・上昇傾向にあり、高齢者数は649,307名（2022年（令和4年）4月時点）で、高齢化率は32.8%に達しています。65歳以上の人口がピークを迎える2020年以降も高齢化は進行している状況です。長野県の第1号被保険者（介護保険の被保険者のうち65歳以上の人。）のうち要介護（要支援）認定者数は112,511人（2020年度（令和2年度））で、やや増加傾向にあります。第1号被保険者に占める要介護（要支援）認定者の割合（認定率）は17.2%で、全国より低い水準で推移しています。性・年齢調整を行った認定率は、近年徐々に低下しており、2020年度（令和2年度）は13.8%となっています。

図11 要介護（要支援）認定者数の推移



厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

図12 調整済認定率の推移



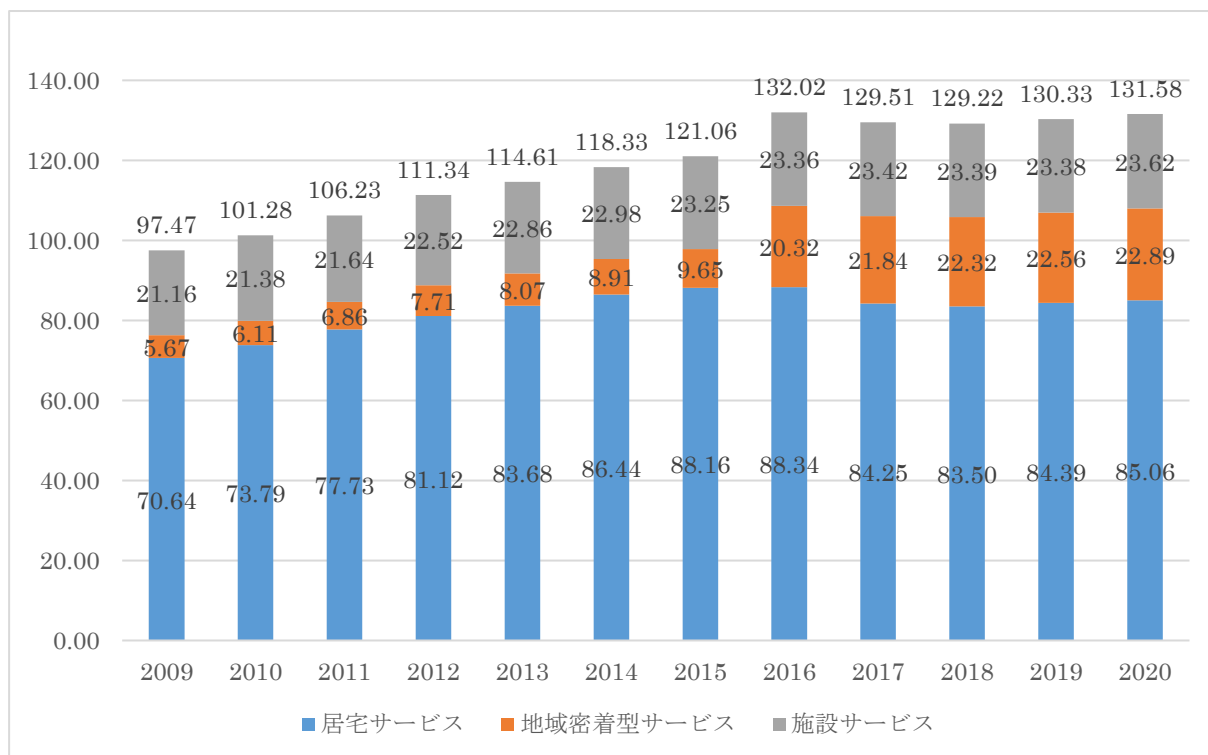
厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※調整済認定率は「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成だったとして計算した場合の認定率」

② 介護サービスの利用状況と介護給付費の推移

長野県の介護サービス（予防を含む）を利用する人数は「居宅サービス」が最も多く、増加傾向にあります。「施設サービス」の利用者数の状況はほぼ横ばいですが、「地域密着型サービス」は定員18人以下の小規模通所介護が2016年（平成28年）4月から地域密着型サービスへ移行したことにより利用者数が大きく増加しています。高齢化の進行等により介護サービスの利用者数の増加が見込まれ、長野県の介護給付費も今後さらに増加することが見込まれています。

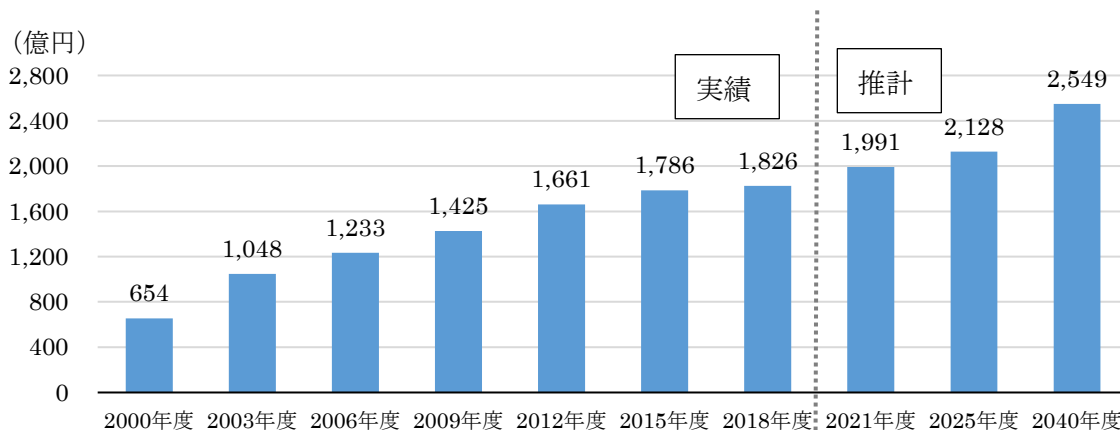
図13 介護サービス利用者数（年度累計）の推移



厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

※各サービスを重複して利用する場合があるため、実人数は一致しない

図14 介護給付費（年度）の推移



厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」

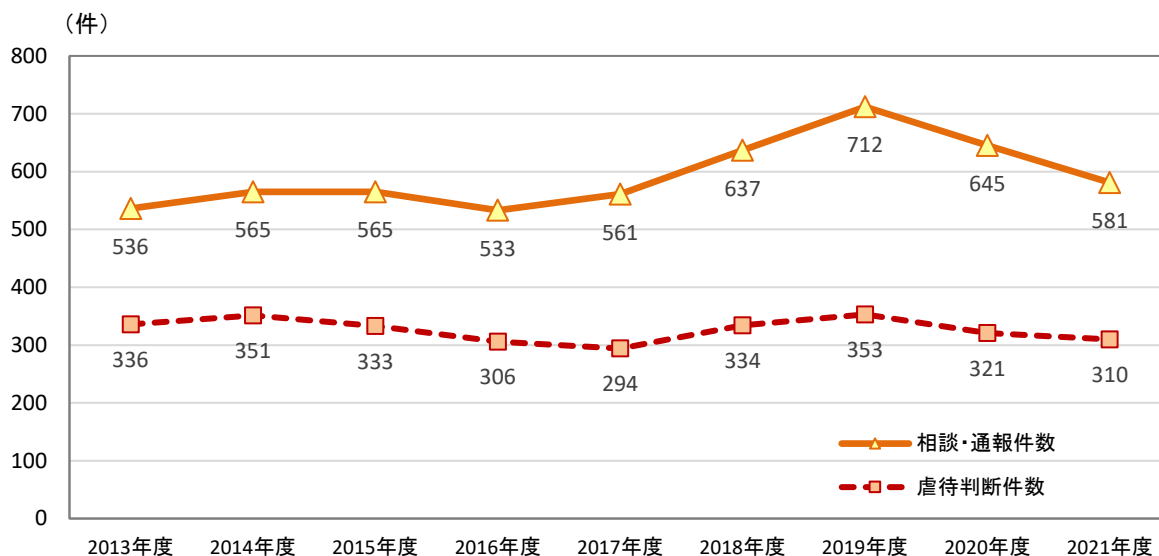
③ 高齢者虐待相談対応件数

県内の、養護者による高齢者虐待の相談通報件数は増加傾向でしたが、2019年度から減少に転じています。令和3年度（2021年度）の判断件数は310件でほぼ横ばいとなっています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、相談・通報件数はともに増加傾向であり、令和2年度（2020年度）は減少したものの、令和3年度（2021年度）は増加に転じています。

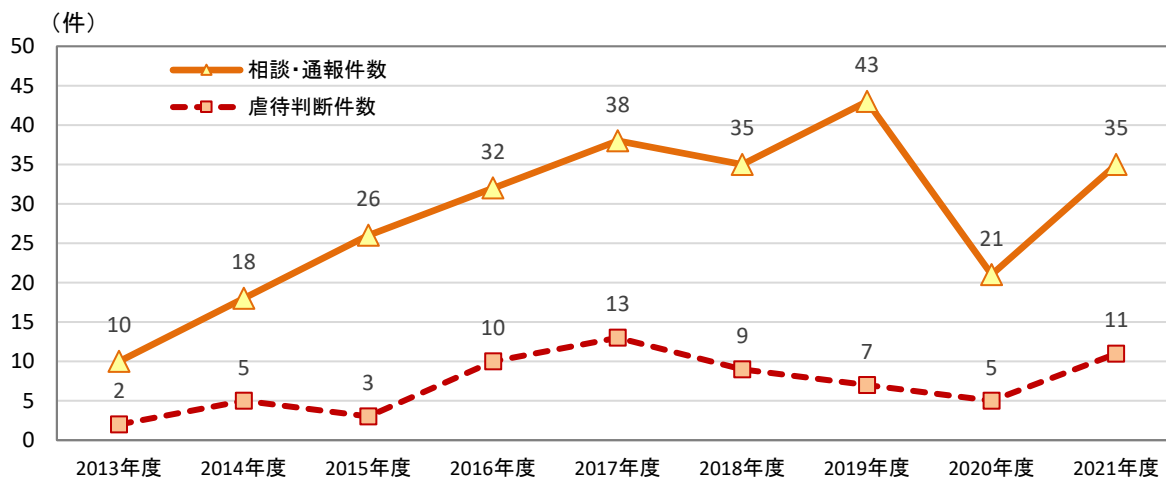
また、判断件数は近年減少傾向となっていました。令和3年度（2021年度）は増加となっています。

図 15-1 養護者による高齢者虐待件数の推移



長野県介護支援課調べ

図 15-2 養介護施設従事者等による高齢者虐待件数の推移

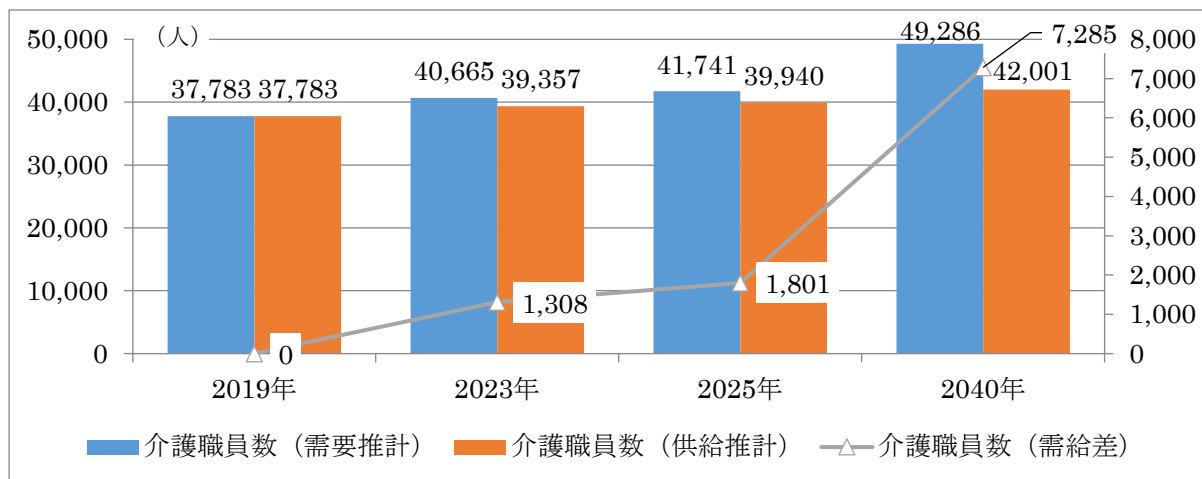


長野県介護支援課調べ

④ 介護人材の受給推計（介護人材の不足）

長野県では2019年（平成30年）時点で約3万7千人が介護職員として働いています。今後少子高齢化が進行する中で、2023年には約1,308人の介護職員が不足し、団塊の世代が75歳以上になる2025年には1,801人以上の介護職員が不足すると見込まれています。

図16 介護人材の需給推計



厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材必要数について（2021年）」

※2019年度の介護職員数は実績値のため需要と供給を同数としている。

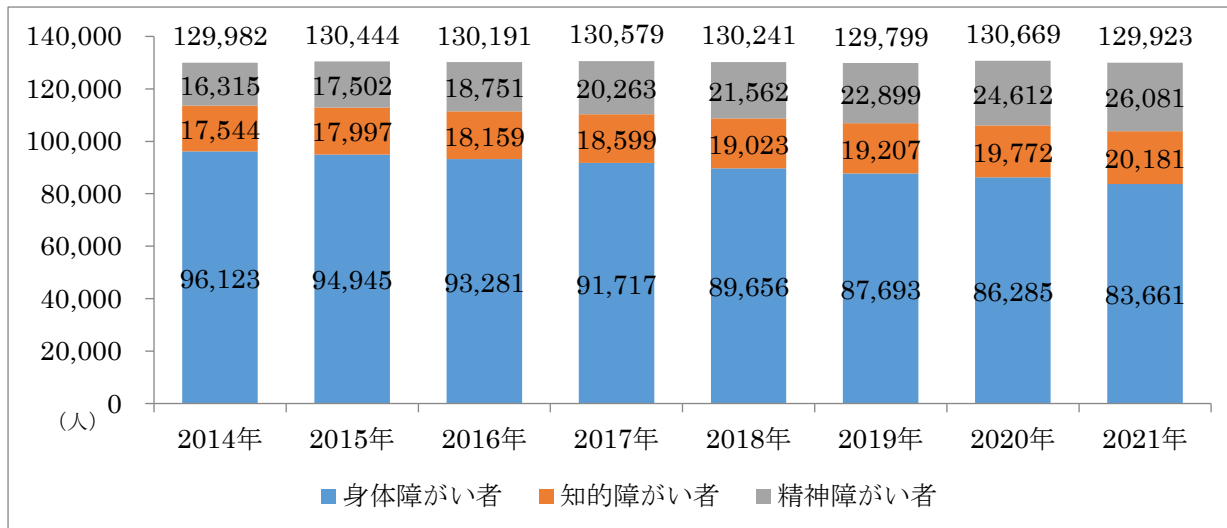
(2) 障がい者を取り巻く状況

① 障害者手帳所持者数の推移

2021年（令和3年）3月末時点の長野県内の障害者手帳所持者数は、身体障がい者83,661人、知的障がい者20,181人、精神障がい者26,081人、合計129,923人となっています。

身体障がい者は近年減少傾向にある一方で、2014年度（平成26年度）に比べ、知的障がい者は15.0%、精神障がい者は59.9%増加しています。

図17 障害者手帳所持者数の推移（各年度末）

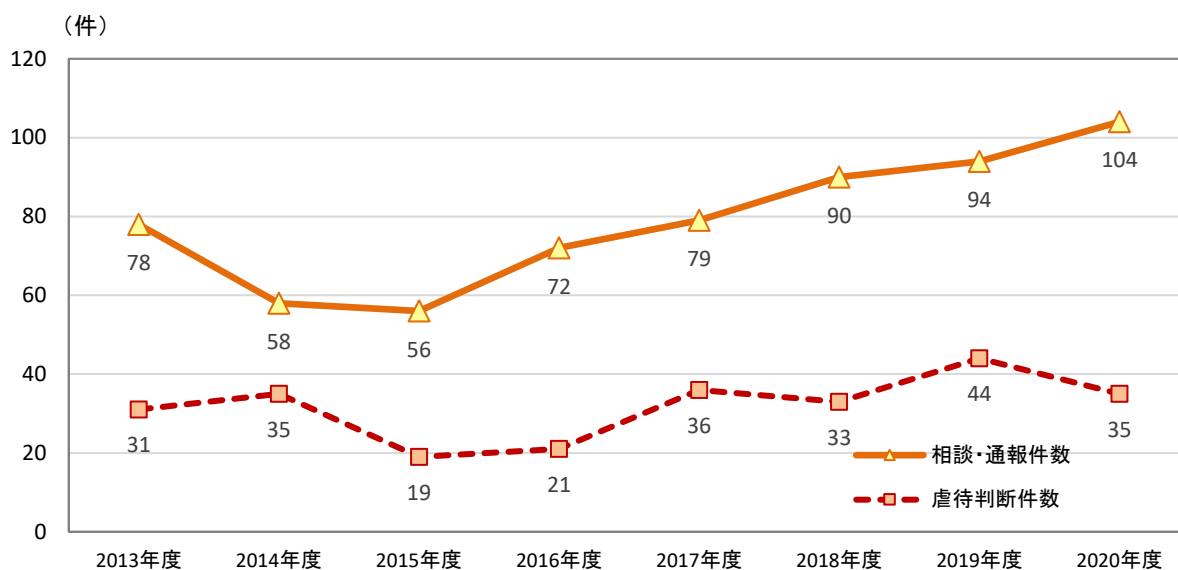


長野県障がい者支援課調べ

② 障がい者虐待相談対応件数

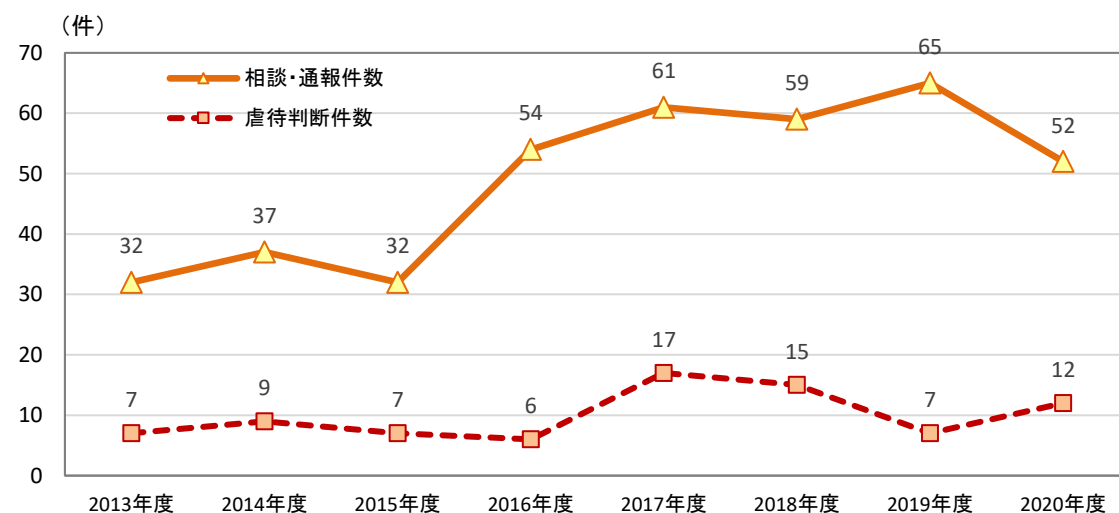
令和2年度（2020年度）の長野県障がい者権利擁護センター及び市町村障がい者虐待防止センターにおける障がい者虐待対応件数は、「養護者による障がい者虐待」の相談・通報・届出件数が104件、うち、虐待判断件数は35件で、概ね増加傾向にあります。「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待」の相談・通報・届出件数は52件、うち、虐待判断件数は12件で、概ね横ばいとなっています。障がい者虐待の通報義務の認識の高まりにより、相談・通報件数が増加したものと考えられます。

図 18-1 養護者による障がい者虐待件数の推移



長野県障がい者支援課調べ

図 18-2 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待件数の推移



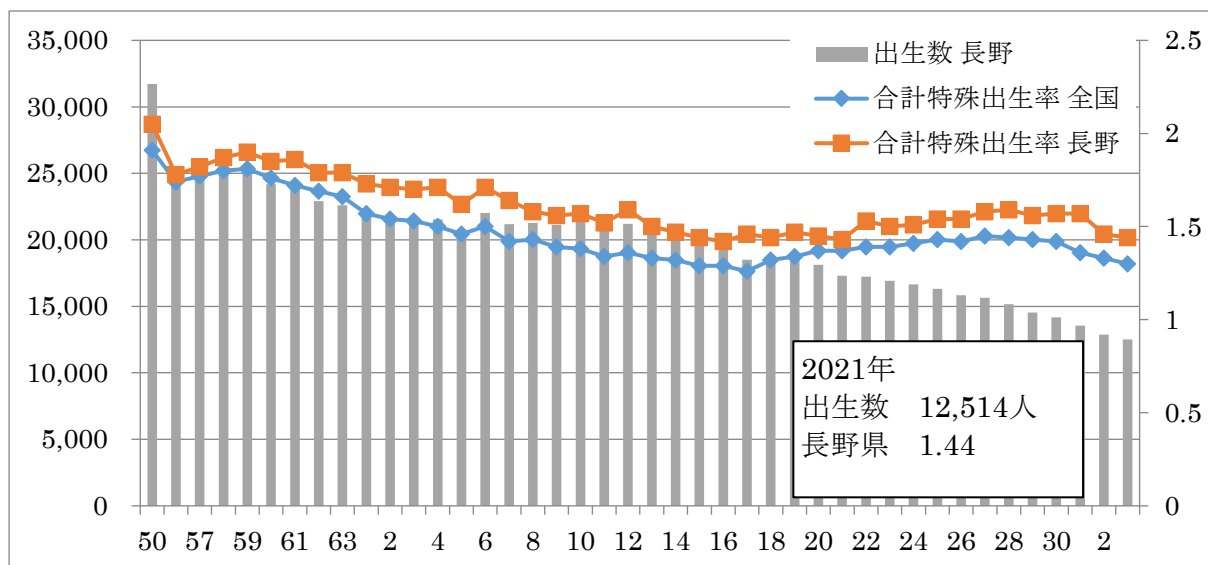
長野県障がい者支援課調べ

(3) 子どもを取り巻く状況

① 出生数と合計特殊出生率

長野県の出生数は12,514人（2021年（令和3年））であり1975年以降減少傾向で推移してきました。また、合計特殊出生率も減少傾向にありましたが、2010年（平成22年）頃から増加傾向に転じましたが、2021年（令和3年）は減少し、1.44（全国1.30）となっています。

図19 出生数と合計特殊出生率



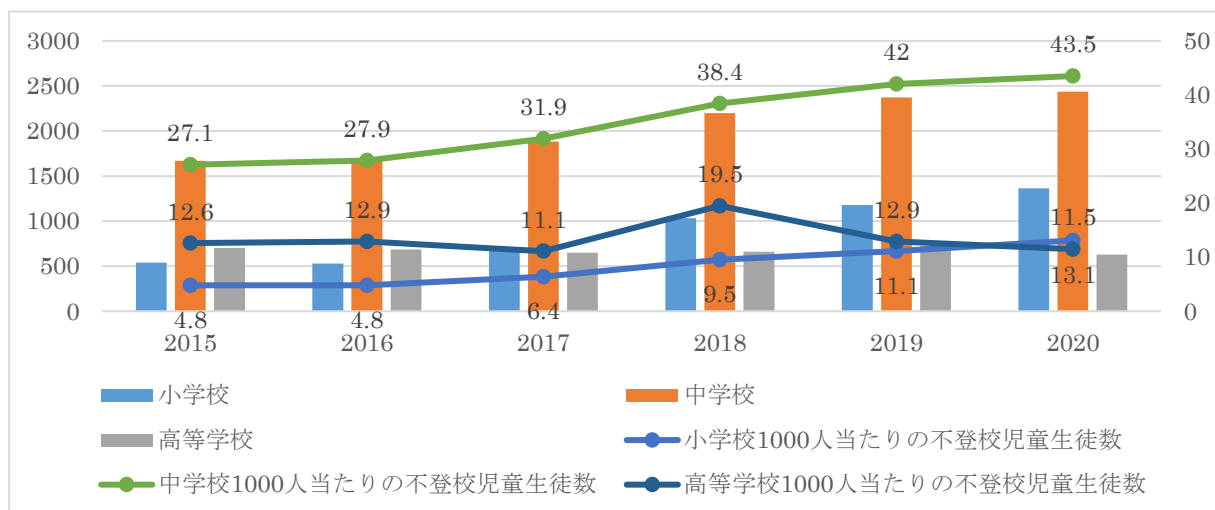
厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

② 不登校児童生徒の状況

長野県の不登校児童生徒について、小学校、中学校の不登校児童生徒は、近年、増加傾向となっています。全国と同様の結果ですが、小中学校の1000人当たりの不登校児童生徒数は、2020年度（令和2年度）は過去最多となっています。

図20 不登校児童生徒の状況

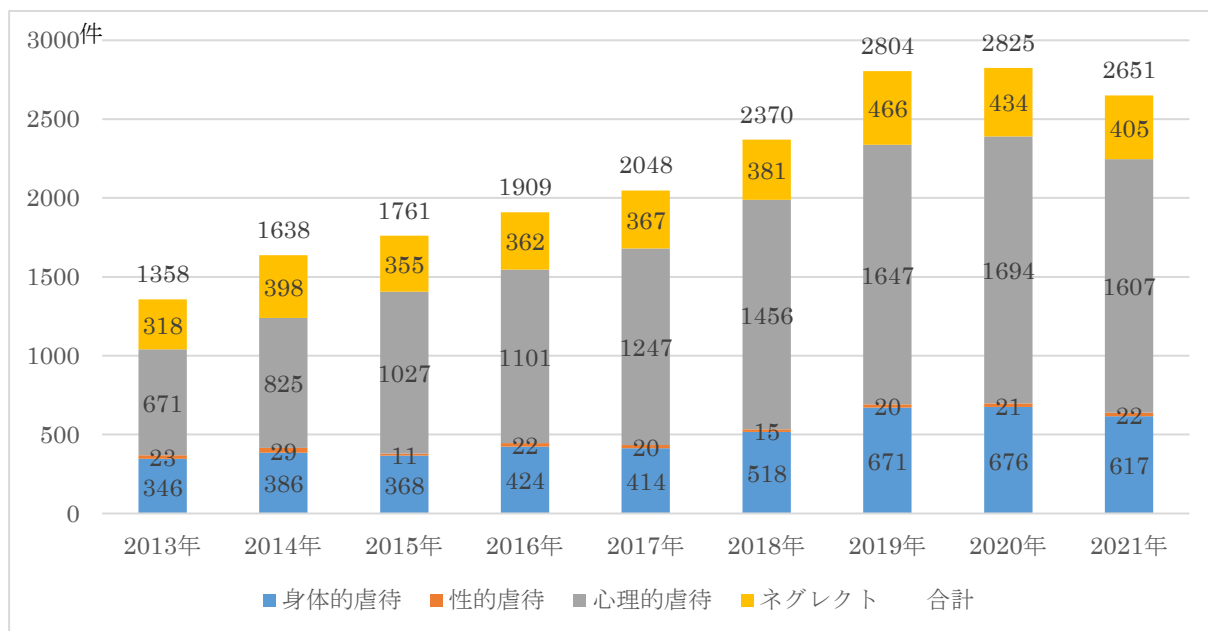


文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

③ 児童虐待相談対応件数

2021年度（令和3年度）の県内児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,651件と、9年連続で増加し、平成2年度に統計を取り始めて以降、過去最多を更新していましたが、令和3年度は減少に転じました。

図21 虐待の種別ごとの児童虐待相談対応件数の推移

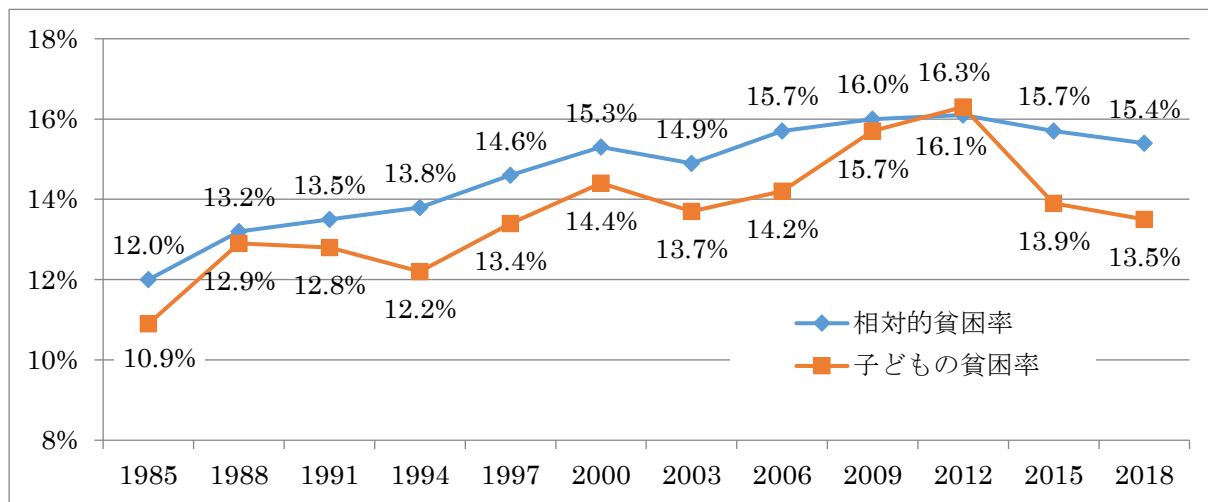


長野県こども・家庭課調べ

④ 子どもの貧困の状況

全国の子どもの貧困率は2018年（平成30年）に13.5%となり、2015年（平成27年）に比べ0.4ポイント減少しましたが、7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあります。また、世帯構成別に見ると、大人が2人以上いる世帯の相対的な貧困率が10%程度であるのに対し、ひとり親家庭等、大人が1人の家庭の相対的な貧困率は約5倍の50%程度となっています。

図22 相対的貧困率の推移（全国）



厚生労働省「国民生活基礎調査」

表3 貧困率の状況（全国）

	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.0%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が1人の世帯	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が2人以上の世帯	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%

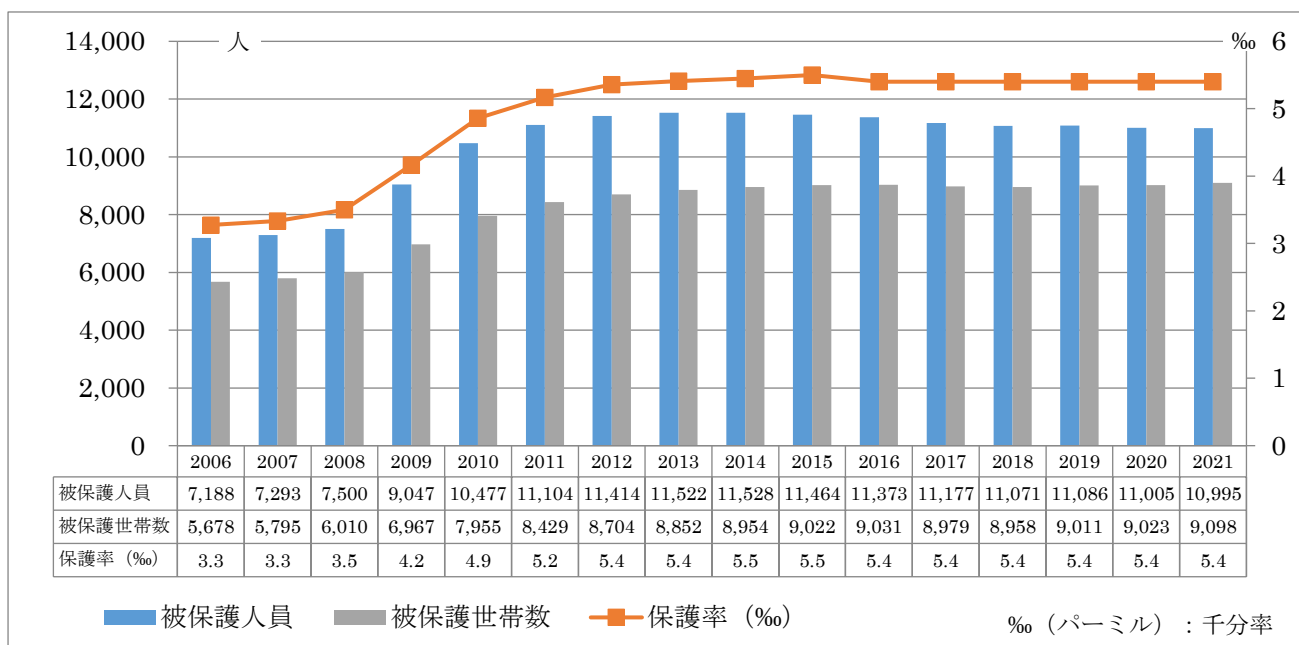
厚生労働省「国民生活基礎調査」

(4) 生活困窮世帯等を取り巻く状況

① 生活保護受給者の推移

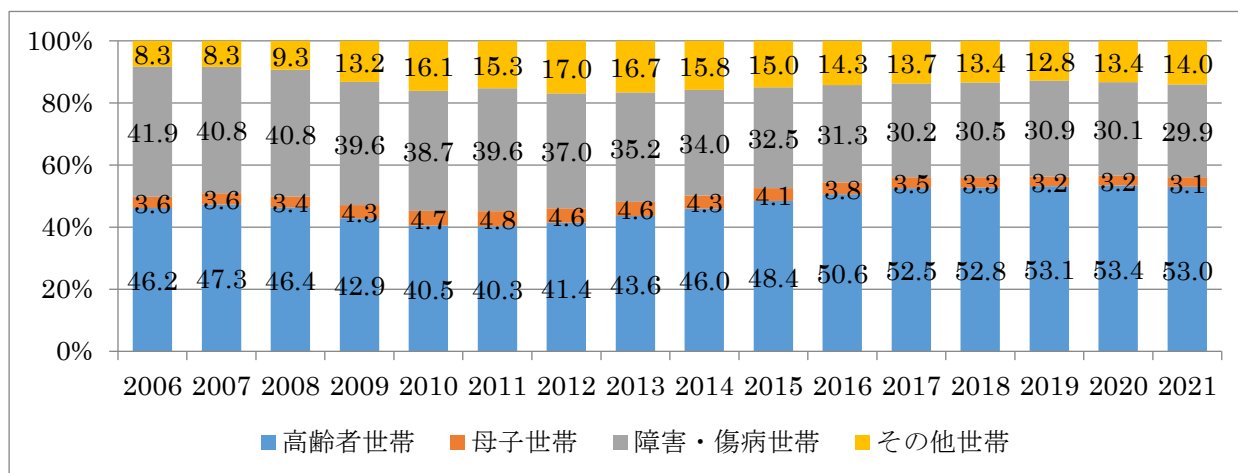
長野県の被保護人員は増加傾向にありましたが、2014年（平成26年）の11,528人をピークに減少傾向にあり、2021年（令和3年）は10,995人となっています。被保護世帯数は約9,000世帯で横ばいの状況となっています。近年は障がい・傷病世帯の割合が減少している一方で、高齢者世帯の割合が高くなっています。

図23 世帯数・被保護人員・保護率の推移



長野県地域福祉課調べ

図24 世帯類型別被保護世帯数の割合の推移



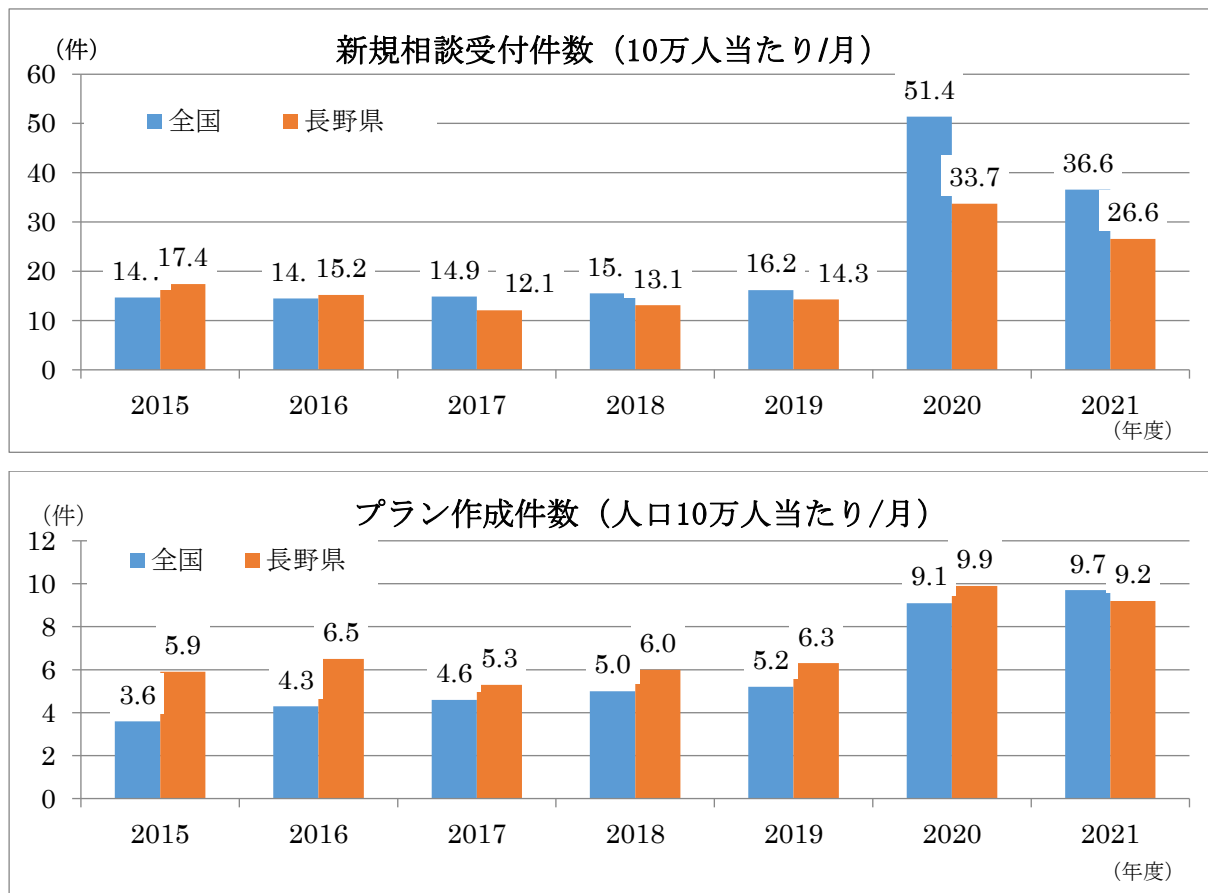
※年度別割合の合計は端数調整のため100%にならない年もある。

長野県地域福祉課調べ

② 生活困窮者自立支援制度の利用状況

長野県の生活困窮者自立支援制度による人口10万人当たりの新規相談受付月平均件数は減少傾向にありましたが、令和2年度(2020年度)に大幅に増加し、高止まりの状況となっています。

図25 新規相談受付件数・プラン作成件数(人口10万人当たり/月)

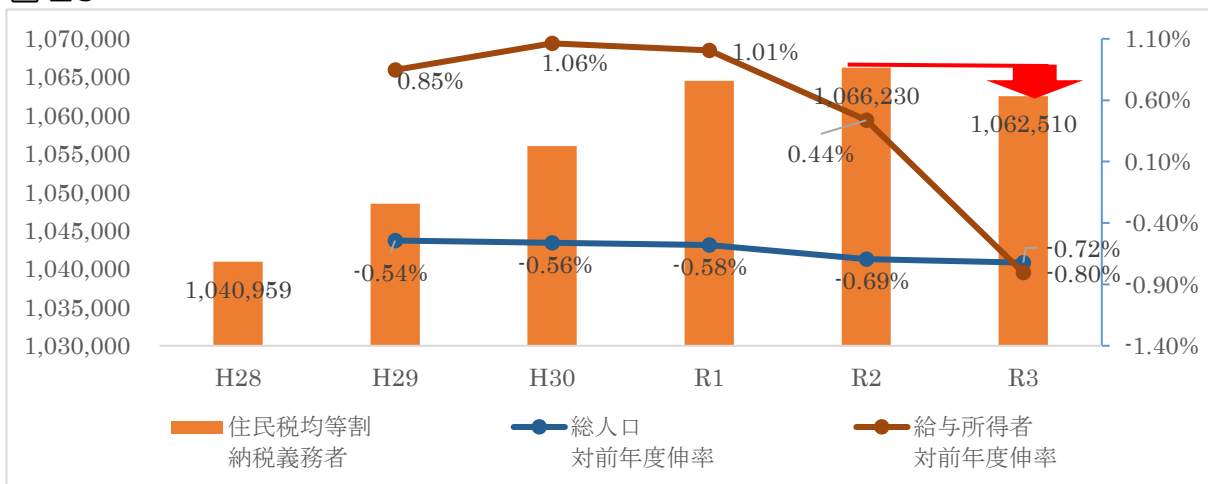


厚生労働省「生活困窮者自立支援制度支援状況調査」

③ 住民税の課税状況

令和2年度(令和元年所得)まで、総人口の減少傾向に対し、住民税納税義務者は増加していたが、令和3年度(令和2年所得)から住民税納税義務者も減少に転じている。

図26



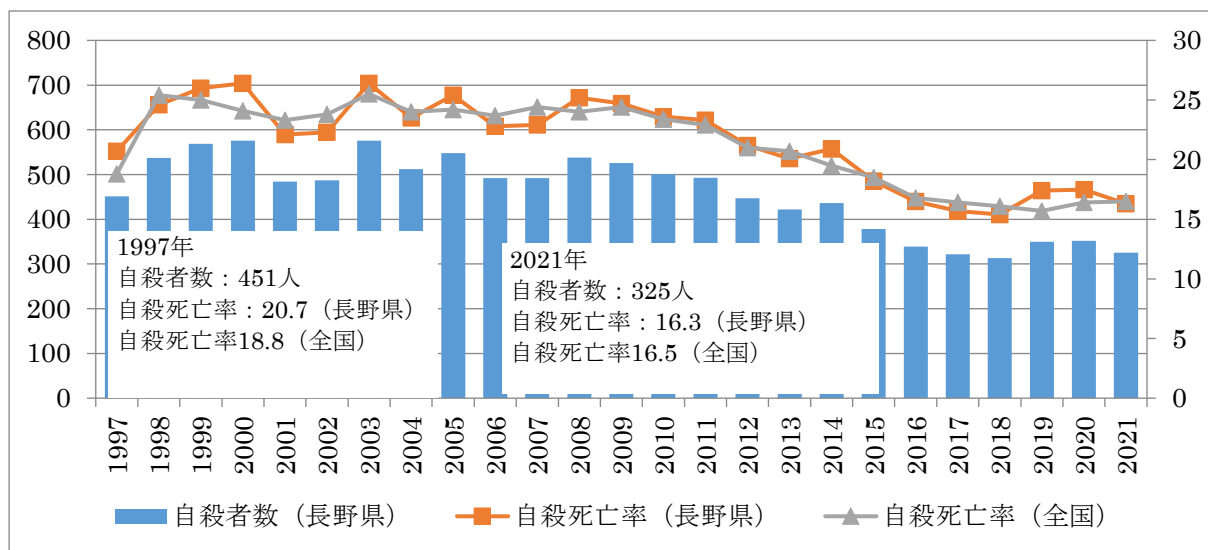
生産年齢人口：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」15歳～64歳人口
 住民税均等割納税義務者：総務省「市町村税課税状況等の調」均等割納税義務者数(家屋数等のみを除く)

(5) 自殺者を取り巻く状況

① 自殺者数・自殺死亡率の推移

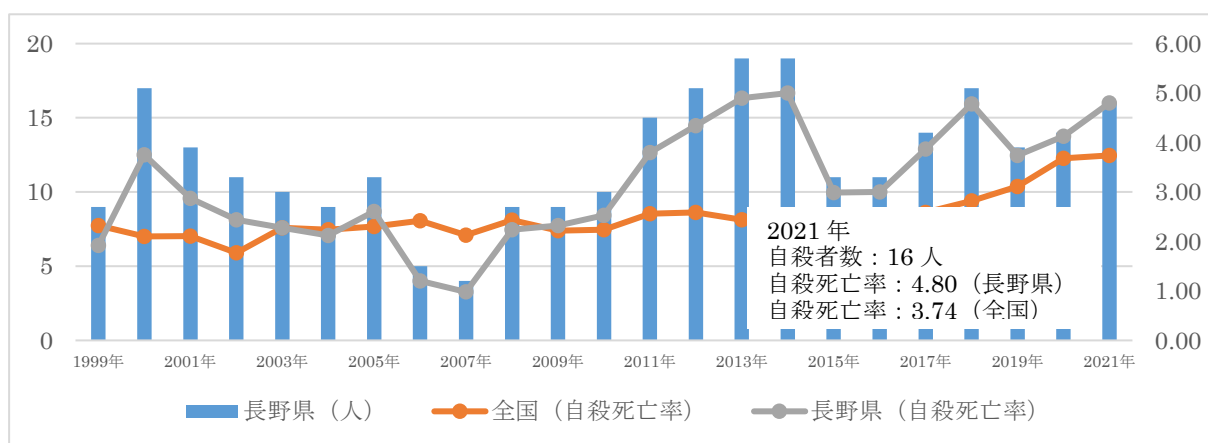
長野県の自殺者数は、1998年（平成10年）以降は480人から580人前後で推移していましたが、2008年（平成20年）以降は減少傾向にあります。2018年（平成30年）に313人と最も少なくなりましたが、2019年以降は増加し、2021年（令和3）の自殺者数（325人）となっています。依然、1日におよそ1人が自殺で亡くなっている状況が続いています。また、近年の未成年者（20歳未満）の自殺死亡率は全国の中でも高い水準にあります。

図27 自殺者数及び自殺死亡率の推移



厚生労働省「人口動態統計」 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

図28 未成年者の自殺者数及び自殺死亡率の推移

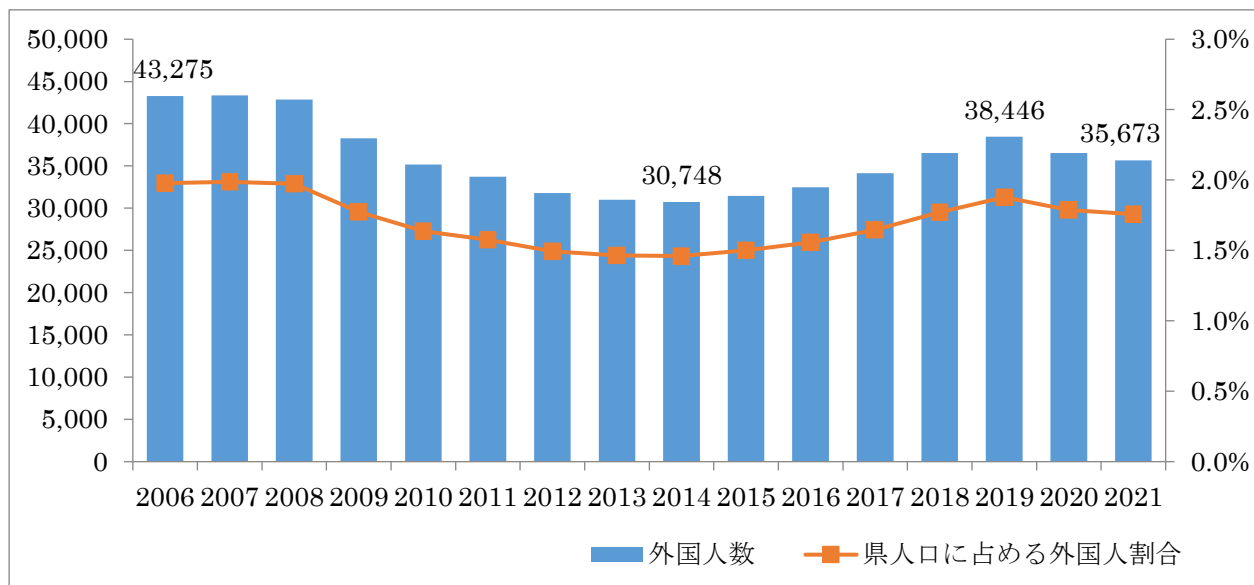


厚生労働省「人口動態統計」 総務省「人口推計」

(6) 県内の外国人の状況

県内の外国人数は、2007年（平成19年）に43,336人となりましたが、県内景気の減退等の理由から2014年（平成26年）に30,748人まで減少しました。その後、外国人材の受入れ拡大により徐々に増加し、2019年（平成29年）は38,446人となりましたが、2021年には35,673人と減少に転じました。外国人を国籍別に見ると、中国籍が一貫して最も多く、ベトナム籍、ブラジル籍、フィリピン籍が続いています。

図29 外国人人口の推移



外国人人口：法務省「在留外国人統計」（「旧登録外国人統計」）長野県人口：長野県企画振興部調べ
 ※外国人人口は12月31日時点。長野県人口は1月1日時点。

表4 外国人人口上位7カ国の推移

順位	2013(平成25)年度		2017(平成29)年度		2021(令和3)年度	
	国・地域	外国人人口 (構成比)	国・地域	外国人人口 (構成比)	国・地域	外国人人口 (構成比)
1位	中国	9,922人 32%	中国	9,300人 27%	中国	8,212人 23%
2位	ブラジル	5,650人 18%	ブラジル	5,208人 15%	ベトナム	5,308人 15%
3位	韓国・朝鮮	4,209人 14%	フィリピン	4,463人 13%	ブラジル	5,107人 14%
4位	フィリピン	3,841人 12%	韓国・朝鮮	3,439人 10%	フィリピン	4,693人 13%

法務省「在留外国人統計」（「旧登録外国人統計」）から作成

(7) ひきこもりに関する状況

県内の民生委員児童委員に対するアンケートでは、県内にひきこもりに該当する方は2,290人おり、そのうち40歳代以上の中高年層が63.1%を占めています。

表5 ひきこもりの状況

(単位：人)

年代	1年未満	1~3年未満	3~5年未満	5~10年未満	10年以上	無回答	合計
10歳代	13	55	29	12	2	5	116
20歳代	6	29	57	83	34	16	225
30歳代	13	29	67	128	207	40	484
40歳代	5	48	79	143	321	56	652
50歳代	9	50	73	104	250	38	524
60歳代	4	40	37	52	89	14	236
不明	2	6	7	7	15	16	53
合計	52	257	349	529	918	185	2,290

表6 ひきこもり等の経緯

(単位：人)

年代	不登校	就職できなかった	就職したが失業した	家族や家庭環境	疾病・性格など本人の状況	分からない	その他	無回答
10歳代	96	4	4	18	5	11	4	1
20歳代	75	32	23	25	45	80	24	4
30歳代	79	39	77	47	95	222	51	8
40歳代	43	43	125	67	166	288	75	11
50歳代	22	20	99	54	163	215	55	10
60歳代	1	6	24	32	85	100	37	3
不明	3	0	6	8	5	24	6	6
合計	319	144	358	251	564	940	252	43

長野県「ひきこもり等に関する調査」(令和元年度)より

(8) 医療的ケア児に関する状況

医療的ケア児については、市町村からの把握状況から、支援を行う事業者や日中の居場所がない状況がうかがわれます。

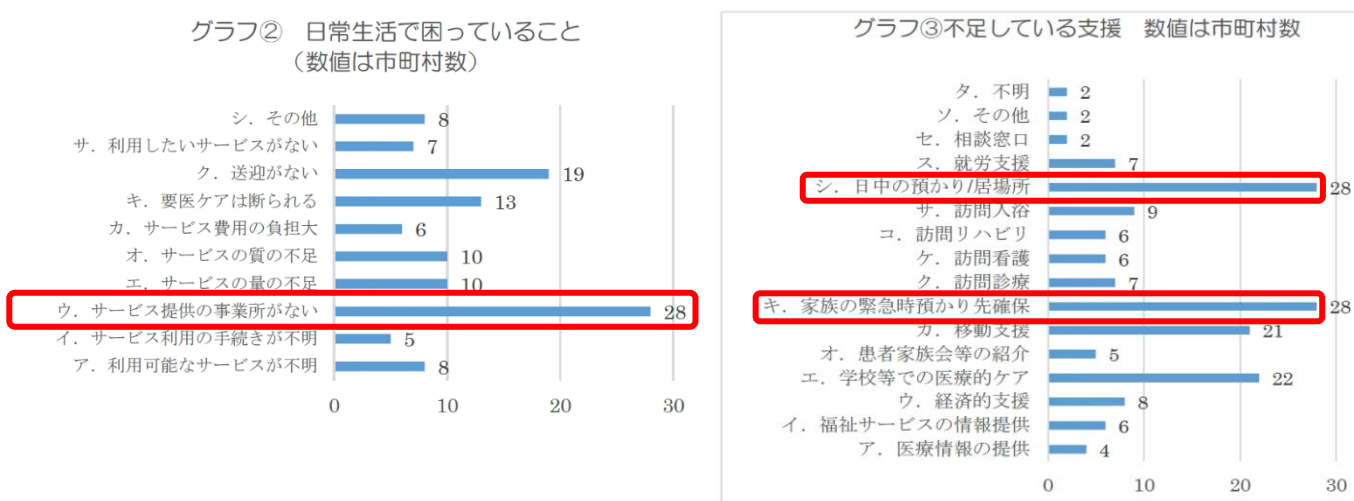
表7 医療的ケア時の状況

圏域	実数	未就学・就学等年齢別			医療的ケア									
		6歳未満	6歳以上 18歳未満	18歳以上 20歳未満	経管 栄養	吸引 (気管内・ 口腔内)	気管 切開	在宅 酸素	人工 呼吸 器	導尿	イン スリ ン注 射	IVH	人工 肛門	その他
佐久	32	7	18	7	22	16	12	8	4	3	0	0	0	3
上小	52	21	28	3	23	17	13	11	13	1	3	0	1	0
諏訪	57	17	34	6	29	25	8	13	6	6	2	1	2	2
上伊那	43	17	23	3	19	14	10	9	9	3	3	2	1	4
飯伊	31	11	18	2	13	14	9	7	7	2	2	1	0	7
木曾	5	1	4	0	3	2	1	0	1	0	1	0	0	1
松本	130	27	96	7	90	71	42	32	35	7	1	3	2	8
大北	7	3	4	0	7	3	3	1	3	15	0	0	0	0
長野	143	31	98	14	44	38	26	24	21	0	4	3	3	22
北信	8	1	6	1	8	7	6	0	1	0	0	0	0	0
全県	508	136	329	43	258	207	130	105	100	37	16	10	9	47

- ▶IVH：重度の消化管機能障害のため体の太い静脈に直接栄養を投与されている患者の中心静脈刺入部の包交を行う。
- ▶「その他」の医療的ケアは、流腸、擠便、カフアシスト等。市町村によって把握にばらつきがある。
- ▶複数の医療的ケアを受けている児者もいるため、医療的ケアの合計と実数は一致しない。

長野県 医療的ケア児等実態調査報告書（令和元年度）より

図30 市町村の把握している対象者からの声等



長野県 医療的ケア児等実態調査報告書（令和元年度）より

第5節 市町村地域福祉計画の策定状況

○ 市町村地域福祉計画の策定状況

県内 77 市町村における地域福祉計画の策定状況は「策定済み」が 40 市町村、「未策定」(策定予定を含む) が 37 市町村となっています。全国の計画策定率と比較しても低い水準にあり、特に町村部で策定が進んでいない状況です。

厚生労働省が実施した調査では未策定の理由として、「計画策定のための人材やノウハウ等が不足している」との回答が最も多くあげられています。

表8 市町村地域福祉計画策定状況

	策定済	策定予定	策定未定	策定率	策定率 (全国)
市	17	2	0	89.5%	94.5%
町村	23	4	31	39.7%	72.8%
全県	40	6	31	51.9%	82.9%

厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」 ※2021年(令和3年)4月1日現在値

第1節 計画の基本理念

ともに学び ともに創る 地域共生・信州

- ・ 世代の違い、障がいの有無、文化の違いなど多様な個性を学び合い、尊重し合い、誰もが生き生きと暮らす信州
- ・ 様々な人や組織の協働により、ライフステージを通じて、その人らしい居場所と出番がある豊かな信州
- ・ 分野の枠を超え、困りごとに応じて支え合いの輪が重なり合い、ともに支え合う信州

第2節 私たちが目指す地域共生社会とは

長野県が目指す地域共生社会について共有するため、次のとおり3つのイメージを掲げます。

イメージ1

地域の中で、誰もが居場所と役割を持ち、その人らしく生きることのできる「ごちゃまぜ」の社会

信州の自然と培われてきた風土の中で、子どもも高齢者も、障がいや個性を持つ人も、多様性を尊重し合いながらごちゃまぜで暮らす、誰にでもあたたかな地域社会の姿です。

イメージ2

「支え手」「受け手」の役割分担を超えて、皆が地域づくりの主体として支え合う社会

人口減少社会において、一人ひとりを地域の宝として、チャレンジする人を何度でも応援し、それぞれの個性を活かした活躍の場を創造していく、地域社会の姿です。

イメージ3

住民や団体、法人など多様な担い手が地域福祉に参加し、地域性にあわせて、自助、互助、共助、公助により包括的に支える社会

地域課題を「我が事」として受け止めた住民の福祉活動と、地域で解決できない課題を「丸ごと」受け止める相談窓口、そして、課題解決に専門的に対応していく相談支援ネットワークが包括的に支える社会の姿です。

第3節 施策の基本的視点

基本理念を実現するため、次の視点から、地域福祉を推進する施策の視点として掲げます。

学びの推進

- ・誰もがその人らしく生きるために、地域に生活する人々の多様な個性を学ぶこと。
- ・皆が地域づくりの主体として支え合うために、地域で営まれている様々な活動を学ぶこと。
- ・地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、多様な担い手が必要な知識を学ぶこと。

場づくり

- ・誰もがその人らしく生きるために、地域の中の多様な居場所をつくること。
- ・皆が地域づくりの主体として支え合うために、個性を生かせる活動の場をつくること。
- ・地域の中で、包括的に支える社会をつくるために、多様な担い手が地域福祉に参加し、専門的な相談の場をつくること。

第1節 多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり

めざす姿

多様な個性の理解が進み、それぞれが安心できる環境がある。

【達成目標】

指標名	現状	目標	備考
住民運営による通いの場の数			
こどもカフェ設置数			
障がい者スポーツ体験会等の実施			
他者の人権を尊重することについて意識して行動している人の割合			

1 多様性の学びと交流の場づくり

現状と課題

(1) 多様な当事者の理解

- 高齢者や乳幼児と暮らしたことがない子どもたちにとって、生活の中で家族以外の多様な世代や立場の人とふれあう機会が限られていることから、学校教育の中で、当事者の話を聞くことによって、ちがいや多様性について考え、理解する機会が必要です。
- とともに生き、支え合う社会の実現に向けては、学校教育と併せて、地域、企業等での意識の醸成に取り組むことが重要です。
- L G B T 総合研究所が 2019 年に実施した意識行動調査では、性的指向および性同一性(性自認)のいずれかにおいて少数者である人は 10.0%と、10 人に 1 人の割合でした。また、「LGBT」という言葉自体の認知は 91.0%と、2016 年時点の 54.4%に比べ大きく伸長していました。一方、どのような人たちを指すのか理解している人は 57.1%に留まっていることや、LGBT・性的少数者に該当しない人のうち、29.4%が「どう接していいのかわからない」と回答、36.6%が「どの様な配慮が必要かわからない」と回答していることから、理解の促進が重要です。
- また、長野県が実施した人権に関する県民意識調査報告書（令和2年度実施）によると、報道や新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、人権問題への関心が高まっていることも見受けられ、理解の促進への機運は高まっていると考えられます。

- 県としても障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(障がい者共生条例)を制定・施行するなど、共生社会に向けた取り組みの実施が重要です。

(2) 交流の場づくり

- 都市化の進行や少子高齢化等による地域における人間関係の希薄化により、地域とのつながりが薄い単身高齢者が増加するなど、地域コミュニティの弱体化が進んでいます
- 現在の希薄化した人間関係を結びなおし、コミュニティの再興を図り、豊かなものにしていくには、ヒト・モノ・コトが行き交う場が必要です。
- それは単なる空間としての場所ではなく、ヒトが出会う場であり、楽しみや食べ物、伝統行事や自然環境など、様々なモノやコトが行き交い、人の思いが混ざり合う、人間関係をより豊かにする「地域共生の場」です。
- また、地域の集会所や公民館、空き店舗などを活用した居場所やまちの縁側、サロン活動、小さな拠点など、誰もが気軽に立ち寄り、顔見知りの関係ができる中で日常的な困りごとなどの相談もできる場所を作る取組が必要です。
- さらに、拠点として高齢の男性も気兼ねなく行くことができるコンビニエンスストアや薬局、ドラッグストア、家電量販店といった民間企業等と連携・協力を図る等の試みも期待されます。
- 実際に、住民主体の通いの場や信州子どもカフェなど、居場所づくりの取組は進みつつあり、今後も、多様な居場所づくりを推進していく必要があります。
- ボランティアセンター等の機能充実や、空き家を活用した地域おこし協力隊、NPO・ボランティア団体の活動の場づくり、公共施設や、福祉・介護事業所の施設の一部開放など、多様な主体による場づくりの広がりも期待されます。
- 地域につくられた居場所や交流の場などは、孤立やひきこもり等の防止、地域生活課題の把握の場やその解決に向けた意識の醸成と、実践へとつながる第一歩をともに歩む行動の起点となる活動の拠点ともなります。

今後の取組の方向性

地域住民や公・民の団体、企業においても高齢者や障がい者、生活困窮者、外国籍住民など多様な人々が集いともに暮らす、ごちゃまぜの社会を目指して、人とのちがいや多様性について継続的に学び、理解するための機会を確保することが必要です。

人と人が出会い、関わり合い、楽しさを分かち合う緩やかな居場所であるとともに、困りごとなどを共有し、支え合いのきっかけとなる場（地域サロン、まちの縁側等）を、身近な地域に増やしていくことが望まれます。

多様な個性やちがいがあること知り、交流することで、お互いを尊重し合えるように、学びと交流の場を作る取組が重要となっています。

主要な施策展開

《施策の例》

- 生涯学習推進センターにおいて、福祉など現代的な地域課題について学ぶ機会をつくります。
- 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体を支援し、社会的自立を促進します。
- 生活困窮者等、社会から孤立又はそのおそれがある者が地域社会で自立安定した生活を営めるよう、居場所の確保（交流の場設置）及び地域生活への復帰支援、食料支援を行うNPO等民間支援団体と連携し、生活の自立に向けた支援を行います。
- 2028年に本県で開催される第82回国民スポーツ大会や第27回全国障害者スポーツ大会等を契機として、パラウエーブNAGANOプロジェクトなどのスポーツを通じた取組により、障がいの有無や性別、年齢にかかわらず、互いに尊重し理解を深め支え合う共生社会づくりを推進します。
- 若年性認知症（65歳未満で発症する認知症の総称）の人やその家族の意見が尊重されるよう、若年性認知症コーディネーターが調整役となり支援関係者とのネットワークづくり、居場所づくり等の支援を行います。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」や、外見では分かりづらい、援助や配慮を必要としている人が身に着けることで、周囲の人に配慮を必要であることを伝えることのできるヘルプマークの普及を図ることにより、「支え手」と「受け手」の相互理解を推進します。
- 介護予防に関する研修会の開催や通いの場創設のためのアドバイザー派遣などにより、市町村における介護予防及び生活支援サービスの拡充を支援します。
- アートの手法を活用した学びを教育現場で拡大し、子どもたちのコミュニケーション能力、創造力、他者理解や自己肯定感等の向上を支援します。
- 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（愛称：ザワメキサポートセンター）と信州アーツカウンスルの連携により、障がいのある人の制作したアート作品の認知度の向上、普及を推進します。
- 信州こどもカフェなどの学習支援、食事提供、悩み相談等の複数の機能・役割を持ち、家庭機能を補完する一場所多役の子どもの居場所づくりを促進します。
- 人権視点に立った行政運営の徹底、教育・啓発と相談支援により、同和問題その他のあらゆる人権に関する課題の解消に向け、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- あらゆる世代において固定的性別役割分担意識の解消を図るため、男女共同参画センター、公民館等における学習機会の充実や学校教育の中で男女共同参画社会づくりに関する教育を推進します。
- 同性パートナーシップ制度創設などにより、性的マイノリティの方々の生きづらさの解消と性的指向及び性自認の多様性に対する県民の理解を促進します。

- 障がいのある人への社会的障壁（モノ、環境、人的環境等）を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の普及啓発を県民や事業者に行い、障がいのある人に対する差別解消や合理的配慮の提供を推進します。

2 安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

(1) 権利擁護

- 安心して暮らせる社会を創るためには、生活の基盤や尊厳を守ることとともに、その人らしく生きる権利を守り、生活の質の向上と精神的な豊かさを高める必要があります。
- 判断能力が十分でない認知症高齢者及び知的・精神の障がい者等の権利を擁護するために成年後見制度の利用促進が望まれます。
- 長野県の成年後見関係の申立数は、近年では概ね横ばいも、令和2年度には近年でも最低水準となっています。市町村長申立件数は増加傾向となっており、令和2年度には減少に転じたものの、令和3年度には再び増加しています。

(2) 学校教育における多様性の尊重

- 発達障がいのある児童生徒の増加や日本語を話さない家庭環境など、子どもの特性や置かれた環境が様々であるため、一人ひとりの特性や状況に応じた学びの環境を整備し、子どもたちが互いに認め合い、幸福を追求できるようにすることが必要です。
- 社会環境の変化や厳しい生活背景をもつ児童生徒の増加等により学びの機会に格差が生じているため、学校外も含めた多様な学びの場の充実と、関係者間の一層の連携強化による学びの保障が必要です。

今後の取組の方向性

地域住民が、人としての生きる権利や機会、その人らしい生活等の理念を正しく理解できるよう、権利擁護の意識の醸成について、支え合いの実践を行う中で学ぶこと、また学習や周知の機会をつくることが望まれます。

また、学校教育においても、一人ひとりが尊重され、安全安心な学びの環境の中で、多様な特性を持った子どもたちが互いを認め合い、持てる力や可能性を最大限発揮できることが望まれます。

主要な施策展開

《施策の例》

- 高齢や障がい等により判断能力が低下しても、その人らしく生活できることを支援するために総合的な権利擁護体制の構築を推進します。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方に対し、自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会へ引き続き必要な支援が実施されるよう支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。

- タブレット端末等を活用することにより、不登校児童生徒へのそれぞれの居場所における、多様な学習支援を実施します。
- 犯罪被害者等の心身に受けた影響からの回復、生活の再建と権利利益を保護のため、長野県犯罪被害者等支援推進計画に基づく施策を推進します。
障がいを経験した理由とする差別に関する相談窓口におけるきめ細かな対応や関係機関との連絡調整を行うとともに、申立てに基づき、共生社会づくり調整委員会によるあっせんにより紛争を解決します。
- 特別支援学校の施設整備の推進により、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働的な学びを支えるための環境を整備します。
- 学校以外の学びの場（フリースクール、教育支援センター等）との連携強化により、子どもたちの多様な学びの場を確保、充実します。

第2節 多様な主体による支えあいのある地域づくり

めざす姿

多様な主体による活動を促進し、個性を生かした活躍の場がある。

【達成目標】

指標名	現状	目標	備考
ボランティア活動者数			
県と企業・団体等と協働して行った事業数			
生きがいのある元気高齢者の割合			
70歳以上まで働ける企業の割合			

1 地域の支え合い促進のための人材育成

現状と課題

- 無縁社会という言葉が注目され、地域の生活基盤の脆弱化や地域のつながりの希薄化が指摘される中で、生活のしづらさや不安を抱えた人が増加しており、今後さらに社会的な孤立の進行が懸念されています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による影響もあり、地域活動がさらに低下しているということも浮き彫りになっています。
- 多様な分野で地域と専門機関を結びつけ、課題解決に向けてコーディネートを行う機能の重要性が認められるようになっており、福祉や医療、教育分野等でも、こうした機能を担う職員が配置されつつあります。
- 地域福祉のソーシャルワーカーとして地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー、介護保険制度における生活支援コーディネーター、民生・児童委員、保健師等が挙げられます。
- 民生・児童委員や、学びと実践を通じてコーディネート力を備えた住民が、今後、生活者の視点から地域力の強化の主役として活躍することも期待されます。
- 地域生活課題をビジネスの手法で解決するコミュニティ・ビジネスに関わる人材や、持続可能な地域づくりに取り組む人材の育成・活動支援等、多様な担い手の参加による地域づくりの活性化が求められます。
- 民生・児童委員は地域の実情を理解し、住民の身近な相談相手として日常的な見守りや、行政機関をはじめ地域の専門機関との橋渡し等の活動を行う方で、県

内では5,273人が定数となっています。

- 地域社会の都市化や、核家族化の進行により、人と人との連帯感が薄れ、地域コミュニティが揺らぎつつある中で、家庭の複合的な課題を受け止める地域のアンテナとして、民生・児童委員の活躍が一層期待されています。
- 民生・児童委員の活動の範囲が非常に横断的かつ幅広になり、任務の複雑多様化に伴い支援の困難性や活動量も増加しています。職務の困難さや、地域住民の民生・児童委員に対する理解不足に加え、ボランティア的な要素も強いことから、担い手不足が課題となっています。
- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が見込まれる中、様々な経験を持ったシニア層が活躍することが期待されます。
- 長野県長寿社会開発センターに配置されたシニア活動推進コーディネーターの働きにより、高齢者の活躍の場を広げる取組が県内各地で展開され、人生二毛作社会づくりは成果が出始めています。

今後の取組の方向性

地域共生社会の実現を目指していくためには、地域住民を始め地域の多様な関係者が、狭義の福祉に限定されない、広い意味での地域共生の理念を、学び、共有するとともに、自ら地域課題解決の主体として実践していくことが必要です。

住民の自発性を促し、住民に寄り添った地域づくりを進めていくことのできる人材育成を行うことが必要です。

主要な施策展開

〈施策の例〉

- ボランティア活動への参加機運の醸成と活動の普及を図るとともに、平時・災害時を問わずボランティア活動が行われるよう、長野県社会福祉協議会と連携し、体制の整備と強化を図ります。
- 防犯ボランティアを対象とした研修を実施し、地域の防犯意識の向上と防犯活動の活性化を図ります。また、事業者の社会貢献活動による防犯パトロールを実施し、防犯ボランティアの支援や後継者の育成を行います。
- 民生・児童委員を対象とした研修内容の充実を図るとともに、段階に応じて新任・中堅・主任の各研修を実施し、必要な知識の習得、資質の向上を図ります。
- 長野県民生委員児童委員協議会連合会と連携し、民生・児童委員の複雑多様化する職務の負担軽減のため、民生・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、民生・児童委員の役割や活躍を広く県民に知っていただくため広報に努めます。
- 高齢、障がい、子ども家庭支援、まちづくりなど多様な制度に基づいて配置されている地域福祉のコーディネーターの協働を促進していくため、長野県社会福祉協議会と連携し、各種コーディネーターのための分野横断の共通研修を実施します。
- 地域づくりの担い手である地域おこし協力隊と地域・行政の協働促進に向けて、

中間支援組織の専門的知見などを活かしながら、協力隊員や市町村職員への研修、広域ネットワーク形成、受入等に課題を抱える市町村への支援を行います。

- 障がいの特性に応じてスポーツを楽しめるよう、障がい者スポーツ指導員の養成や、総合型地域スポーツクラブ等への支援を進め、身近な地域でスポーツができる環境を整えます。
- 県政出前講座の開催や消防学校の研修の活用などにより、消防団や自主防災組織を活性化するとともに、地域防災の中核を担う人材を育成します。
- 地域住民の自治による課題解決の力を引き出すため、地域のコーディネーターの役割を担う社会教育士や公民館主事等の社会教育人材を育成します。

2 多様な主体の協働による活躍の場づくり

現状と課題

- 地域で解決が困難な場合には、自治会役員や地域で活動する各種コーディネーター、他の支え合い活動や地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会等の相談支援機関等、多様な組織や団体の関係者と連携し、解決に向けた道筋を探ることが必要になります。
- 地域で課題解決する力を育み、地域の活力を維持していくためには、地域住民をはじめ、ボランティア団体・NPO 法人など、地域の多様な主体による支え合いの仕組みを構築する必要があります。
- 住民同士の支え合いによる地域福祉活動を進めるためには、地域住民の自主的な活動に加え、住民間や住民と関係者をつなぎ、課題解決を図るためのネットワークを構築し、地域における資源の開発・活用を進めることが大切です。
- 地域福祉のソーシャルワーカーには地域住民のニーズを把握し、支援が必要な人に寄り添い、関係機関へのつなぎや、住民が主体的に課題解決を行う際の資源開発・活用支援等が求められます。
- 多様な人々が集う「ごちゃまぜ」の空間からは、笑顔や親しみだけでなく、様々な心配事や困りごと、地域の課題も生まれてきます。その場に集う人々が、そうした地域生活課題を自分ごととして受け止め、皆で解決しようとする意識を高めていく必要があります。
- 日頃から、こうした多様な組織・団体の関係者とのネットワークを築くことで、地域生活課題解決のプロセスを共有しておくことが望めます。
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法に基づく団体であり、地域の様々な課題解決に向け、地域住民、自治会、民生・児童委員、ボランティア、NPO、専門機関等と協力し、行政とも連携しながら活動しています。
- 市町村社会福祉協議会が策定する住民や民間団体の行動計画である「地域福祉活動計画」により、市町村の地域福祉計画と十分な連携を図るとともに、社会福祉法人としての社会貢献活動の積極的な展開が望めます。

今後の取組の方向性

地域住民、NPO、企業、社協、行政など多様な立場の主体が、今あるものに価値があるという視点から出発して、地域づくりをともに学び、考え、取組を共有する場や仕組みをつくるとともに、就労や地域活動など、その人それぞれの個性にあった社会参加ができるような取組が望めます。

主要な施策展開

〈施策の例〉

- 長野県長寿社会開発センターによるシニア大学の運営や同センターに配置されたシニア活動推進コーディネーターに対する支援を通じ、高齢者の社会参加に向けた意識づくりを行うとともに、高齢者の社会参加に係る関係機関との連携強化を図り、高齢者の社会参加に必要な仕組みづくりを進めます。
- 長野県シルバー人材センター連合会が行う就業先の開拓や会員拡大などの活動への支援を通じて、高齢者の就業促進、生きがいの場の提供及び健康の維持・増進を図ります。
- 日常生活において高齢者住宅などの訪問や、地域を巡回する機会が多い民間事業者や長野県民生・児童委員協議会連合会と協定を締結し、孤立死を未然に防ぐなど誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。
- 協働に関する相談受付及びコーディネートを行う「協働コーディネートデスク」を設け、多様な主体との協働を一層推進します。
- 地域において共助の中心的役割を担うNPOの活動を活発にするため、活動基盤の強化に向けた支援や、中間支援組織間で情報・ノウハウを共有し連携するための場を設けるほか、中間支援組織の育成に取り組みます。
- 住民支え合い活動の推進やボランティアまちづくり活動の振興、福祉人材確保・育成、災害時の福祉支援など、県域における地域福祉推進の中核的役割を担う長野県社会福祉協議会と連携し、支援します。
- 安定的に食料支援を行うための新たなシステムとして設置した長野県フードサポートセンター（ふ-さぽ）において、生活就労支援センター（まいさぽ）を通じ、関係機関との連携により多様な食料支援を実施します。
- 農業関係者に対し、障がいのある人を農業の担い手として位置づけることについての意識啓発を図るとともに、農業就労チャレンジコーディネーターによる農家等と事業所のマッチングや、農作業の技術指導等を行う農業就労チャレンジサポーターの派遣等により、農業分野における就労の場の拡大を推進します。
- 障がい者のIT機器の利用を促進し、情報収集やコミュニケーションを支援するための拠点となる「障がい者ITサポートセンター」を設置し、IT利用の普及、IT活用能力の向上及びテレワーク（在宅就労）を推進する取組を行います。
- 地域づくりの重要な担い手であるNPO法人との協働・共創を推進するため、運営力の向上に資するセミナーなどにより、事業活動の持続性を支援します。
- 障がいのある人が芸術文化活動に親しむ機会を増やし、地域における活躍の場を拡大します。
- 個別相談や助成金等を通して企業による障がいのある人の雇用や、事業所間・企業等との連携の推進による福祉就労事業所の工賃アップを図り、障がいのある人の社会参加を働くことを通じて後押しします。
- 広域圏ごとの就労支援体制を強化し、女性や若者、困難を抱える方などの就労をワンストップで支援する「地域就労支援センター（仮称）」を設置します。

3 支え合いのある地域の基盤づくり

現状と課題

(1) 災害対応

- 本県は、山地と盆地の間に多数存在する活断層や、急峻な地形、脆弱な地質などの地形的な特性に加え、県北部を中心に豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に20市町村が指定されるなど気象的な特性を有しており、これまでも甚大な被害を被ってきました。近年も2014年（平成26年）に南木曽町の土石流災害、御嶽山の噴火、神城断層地震等が相次いで発生しました。

2019年（令和元年）には東日本台風による千曲川流域の洪水被害など、大規模な災害に見舞われています。

- 災害による被害を最小限にするためには各自がその危険性を認識し、迅速な避難行動をとることが重要です。災害に対応できる地域づくりのためには、配慮を要する方の避難支援体制の充実を図るため、地域における自助・共助の強化を促進する必要があります。

(2) 住居対策

- 高齢者等が日常生活をできる限り自力で行えるよう、居室等のバリアフリー化を支援してきました。自宅等の住居内の転倒により介護が必要になるケースが依然として多いことから、住宅のバリアフリー化を進める必要があります。

- 世帯の単身化、雇用の非正規化等の影響からこうした方の保証人の不在による住居確保や就労が課題となっており、「住宅確保要配慮者需要調査」によると生活就労支援センター（まいさぼ）の新規相談者への住宅確保の支援に関しては、入居等の費用負担や連帯保証人の確保が課題として挙げられています。

- 少子高齢化の進行等により、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯等、住宅確保要配慮者が増加しています。一方で家賃滞納、孤独死、事故・騒音等への不安から民間の賃貸住宅の大家には住宅確保要配慮者の入居に対して拒否感を持つ人もいることからこうした要配慮者への支援に取り組む必要があります。

(3) 交通対策

- 県内には高齢者を中心に14万人が最寄りの店から遠いが自動車を持たない「買い物弱者」に該当するとされています。また、中山間地域を中心に自動車を運転できないいわゆる交通弱者の移動手段の確保や、自家用車を持たない高齢世帯等の日常生活の維持が困難となることが懸念されます。

- 高齢者や障がいのある人等が身近な地域で買い物や食事に出かけることができるよう、移動手段の確保や車両等のバリアフリー化への対応、県民生活に密着した施設等のバリアフリー対策を積極的に推進する必要があります。

- 運転免許証返納者への支援施策を導入する団体、市町村もありますが、引き続き、運転免許証自主返納後の高齢者への移動手段確保等の支援施策を推進する必要があります。

(4) 情報対策

- 聴覚障がい、視覚障がいのある人の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、情報通信機器の活用や支援者の養成を行っています。ITを活用した社会参加や仕事をできる環境も整ってきていることから引き続き支援者の養成を行うとともに、IT活用を総合的にバックアップする体制整備を進める必要があります。
- 外国籍県民の定住者が増加することにより、生活相談内容が専門化・複雑化しています。特に、医療機関での受診時のコミュニケーションへのサポートなどが課題であり、外国籍県民の高齢化に伴う介護・医療の問題も懸念されます。

今後の取組の方向性

地域の中で、障がい者等の社会参加の妨げとなっている障壁を取り除き、積極的な社会参加ができるよう、環境整備を促進するとともに、県民が互いに連携して地域づくりを行っていくことが望まれます。

主要な施策展開

《施策の例》

- 行政機関、学術機関、自主防災組織などとの連携に基づく防災教育を推進し、身近な視点からの防災意識の啓発を図ります。
- 要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、長野県避難所運営マニュアル策定指針の適切な見直しを行い、市町村のマニュアル策定を支援します。
- 被災地の生活支援を行い、県内外のボランティア希望者等の支援を効果的に住民に届けるため、災害ボランティアセンターの受入態勢の強化を支援します。
- 高齢者や障がいのある人が日常生活をできる限り自力で行い、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう居住環境を改善する取り組みを行う市町村を支援します。
- 障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう、バリアフリーに配慮した住宅への改修に対して支援します。
- 「長野県あんしん未来創造事業」の入居保証事業を活用し、県営住宅に入居可能とします。また、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世帯等が優先的に入居できるよう配慮するとともに、世帯状況や所得に応じて家賃の減免を行います。
- 居住密度が低い過疎地域等において、デマンド交通への転換、タクシー輸送の活用、NPO等による有償運送など、小規模な需要にふさわしい移動手段の確保を市町村等と協働して推進します。
- 身体機能の低下等を理由に自動車の運転が困難となるなど、活動の場が制限されることとなる高齢者を支援するため、市町村等に対して、運転免許証返納者への支援施策の導入・充実について働き掛けを行います。

- 高齢運転者向け交通安全指導者養成研修や、認知機能検査等の結果に応じた講習、一定の病気等の疑いがある運転者に対する安全運転相談等を実施することにより、高齢運転者等の事故防止を推進します。
- 店舗等様々な施設に設置される障がい者等優先駐車区画を適正に利用するため、高齢者や障がい者、妊産婦、難病患者等歩行が困難な方に共通の利用証を交付する「信州パーキング・パーミット制度」を推進します。

- 障がい特性に応じた情報提供のため情報通信機器の活用などの環境整備、意思疎通支援を行うための手話通訳者や要約筆記者、点訳、朗読に従事する奉仕員等の意思疎通支援者の養成や資質向上の取組を行います。
- 社会教育施設におけるデジタル基盤の整備やデジタルデバイド解消に向けた取組を進め、誰もがICTを活用した学びの機会を得られる環境を充実します。
- 電子図書館サービスの充実や図書館や博物館資料等のデジタル化・オープン化の推進等により、全ての県民にとって学びにアクセスしやすい環境を充実します。
- 医療機関における「外国籍県民医療のための問診票」の活用を促進するなど、外国人が医療機関を安心して利用できる体制づくりを促進します。

第3節 複合的な課題への重層的な支援体制づくり

めざす姿

専門性を生かしながら、多様な機関が協働した相談支援体制がある。

【達成目標】

指標名	現状	目標	備考
介護職員数			
市町村の総合的相談支援体制整備			
市町村地域福祉計画策定			
生活保護世帯の子どもの大学等進学率			

1 専門人材の育成、福祉サービスの充実と質の向上

現状と課題

(1) 専門人材の育成

- 地域生活課題には、就労支援や虐待への対応、住まいの確保や、判断能力の低下した方の権利擁護など、福祉各分野に共通する地域生活課題が挙げられます。これらの地域生活課題を、官民協働で多様な関係者の参画により一つひとつ解決策を模索していくプロセスを通して、相談支援のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 多機関・多職種の協働の核となるソーシャルワーカーを、地域の実情に応じて、地域包括支援センターや生活就労支援センター（まいさぼ）、社会福祉協議会などに配置し、包括的に機能する相談体制づくりを進化させていく必要があります。
- コーディネーター等が配置された相談窓口は、市町村の担当課、市町村社会福祉協議会、関係専門機関、地域住民、地域組織、社会資源をつなぐ役割を持ち、場合により、「個人や世帯の課題」を「地域の課題」に捉えなおして、他の地域福祉や生活支援のコーディネーターと連携し、地域で解決する仕組みを作る必要性をケース丸ごと伝える役割を担います。また、社会的孤立の状態にある方が、地域で安心して生活し続けるために、地域住民や社会とのつなぎ役としても期待されます。
- また、県や市町村は、庁内連携を一層推進し、地域生活課題に関する施策を担当する各部局の課題を共有するとともに、多様な関係者の参画を得て協議の場づくりを行うなどにより、縦割りを超えた未来志向の取組を行う必要があります。

(2) 福祉サービスの充実と質の向上

- 介護、障がい、保育サービス等、対象者やニーズの多様化に伴い、福祉サービスを提供する事業主体も社会福祉法人だけでなく、NPO や民間企業など多様な事業者が参入しています。
- 多様なニーズに応えるためには、サービスの充実も不可欠となっていますが、利用者が安心して継続的に利用できるよう、効率的・効果的な指導を行うことが求められています。
- また、福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者が苦情相談窓口を設けて、利用者と事業者との話し合いで解決することが原則ですが、事業所との話し合いで解決することが困難な場合には、本人の申し出に応じて解決が図られる仕組みも必要です。
- 社会福祉法人には、地域社会の変容に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉の中心的な役割を果たすだけでなく、他の経営主体では対応困難な福祉ニーズへの対応も求められています。
- 社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」の実践により、地域共生社会の推進に向けて積極的に貢献することが期待されています。

今後の取組の方向性

多様なサービスの充実とともに、各専門機関同士が相談内容を引き継ぐ体制を整えるため、相談に携わってきた職員等のそれぞれの専門性を高めつつ、責任を持って次の支援機関に対応を引き継ぐことのできる人材の育成が必要です。

主要な施策展開

〈施策の例〉

- 地域保健対策の重要な担い手である保健師に対して、保健、医療、福祉、介護の課題に包括的に対応できるよう、職務の段階に応じた人材育成の支援、推進を図ります。
- ひきこもり支援センターにおいて、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援等を行います。
- 市町村の整備する包括的な相談支援体制において、多機関・多職種の協働の核となる社会福祉士等のソーシャルワーカーやコーディネーターの養成、スキルアップ支援を行います。
- 高齢者人口の増加に伴い、医療及び介護が必要になる方、認知症の方が増加していく中で、病院に入院しても円滑に在宅療養に移行し、住み慣れた地域で適切な医療・介護・生活支援が受けられるよう、在宅医療や在宅介護サービスの充実を図ります。
- 相談支援専門員の資質向上と人材の確保を図るため、実践力を高めるための研修を実施します。
- 女性の社会進出や、就労形態の多様化による保育ニーズの拡大に対応し、3歳

未満児保育や、保護者が希望する場所での保育サービス、病児・病後児保育等、地域の実情に応じた保育サービスの提供を図ります。

- 関係団体と連携し、市町村・地域包括支援センター職員や介護サービス・障害福祉サービス事業所従事者、児童福祉施設職員等を対象に虐待の防止、早期発見等虐待対応力の向上を目的とした研修を実施します。
- 関係機関・団体等が連携・協働し、それぞれが主体的に介護人材の確保・定着・質の向上にかかわる仕組み（ネットワーク）を構築することにより、効果的な施策展開を図ります。
- 広域的・県的な情報収集、提供、マッチングを行う保育士人材バンクの活動強化により、潜在保育士の再就職等を促進します。
- 公正・中立な第三者の評価機関による、福祉サービス評価事業（福祉サービス第三者評価事業及び地域密着型サービス外部評価事業）を実施し、利用者本位の福祉サービスの提供の実現を図るため、受審勸奨に努めます。
- 訪問診療や往診、在宅看取りを実施する医療機関等への支援や多職種連携のための研修、県民への普及啓発などにより、在宅医療を推進します。
- 医療・介護・生活支援などの各サービスが地域の中で切れ目なく提供される地域包括ケア体制の確立を支援します。
- 地域包括ケア体制の構築状況を見える化し、市町村が客観的に評価できるように支援します。
- 中山間地域の介護サービスの確保や 24 時間在宅ケアの仕組みづくりを支援します。
- 利用者が安心してサービスを利用できるよう、介護保険制度の適切な運営を支援します。
- 福祉・介護現場におけるキャリアパスの構築や人材育成、職場環境などに優れた福祉・介護事業所を認証・評価し、求職者へ情報提供を実施します。
- 自傷行為者や自殺未遂者等の自殺のハイリスク者を精神科医療や地域の関係機関につなぐネットワークの強化や、自殺リスクの高まりに気づき傾聴支援する者（ゲートキーパー）の育成により、自殺リスクを低下します。
- 長野県社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人の公益事業を推進するとともに、行政の各部局や企業なども含めて、地域共生社会の実現に向けた課題解決のプラットフォームづくりに取り組みます。

2 多機関との連携によるワンストップの相談・支援体制づくり

現状と課題

(1) 複合的な課題への対応

- 公的福祉サービスの相談体制は、これまで、高齢者、障がい者、子ども等の対象分野ごとに、制度の充実が図られてきました。しかし、「複合的な課題」を抱えるケースが増加し、制度の狭間の課題が明らかになるなかで、平成27年度にスタートした生活困窮者自立支援制度が「あらゆる生活課題を受け止める断らない相談」を目標としているように、相談支援機能の「丸ごと化」が目標になってきました。
- 複合的な課題を抱えている方は、分野ごとの相談体制では複数の窓口利用が必要となり、また、現在の福祉制度では対象となる制度や法律がない場合にはどこにも相談できない状況が生じる恐れがあります。
- 長野県においても「ひきこもり」や「医療的ケア児」に関する実態調査等を通じて、複合的な課題を抱えている方の把握等を行ってきています。
- 地域生活課題の解決を支援するためには、相談支援体制を構造化し、身近な地域での相談から、市町村圏域での複合的課題の相談、広域圏単位での相談まで、内容に応じた段階的・重層的な「相談体制の構築」を推進していくことが必要です。
- 第2節での多様な主体による支え合いは、個人や家族の「生活のしづらさ」を丸ごと受け止めることのできる一次相談機能とも言えます。ニーズキャッチが極めて重要な機能であり、地域のお互いさまの支え合いで解決が難しい場合は、必要に応じて次の二次相談機能に的確につなげることが必要です。
- 二次相談機能として、「市町村圏域」において、高齢・障がい・子ども・生活困窮・外国籍県民等の分野にとらわれず、総合的・包括的に課題を的確に捉え、迅速に対応することができる体制を整備することが必要です。
- 三次相談機能として、「広域的な圏域」において、専門的な支援が必要な困難事例について、信州パーソナル・サポート事業の「支援会議」等へつなぎ課題解決を図る、段階的な体制の整備が必要です。
- 令和2年度には社会福祉法の改正により、こうした体制の整備につながるよう、重層的支援体制整備事業が規定されることとなりました。

(2) 市町村の取組

- 社会福祉法第107条において、市町村は「市町村地域福祉計画を定めるよう努めることとする」と規定されており、また、その策定及び変更を行う際には、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるための措置をとることが求められています。
- 社会福祉法第4条において、地域住民等による地域生活課題の解決に向けた取組や地域福祉の推進について規定される一方、第6条において、国及び地方公共団体においては地域住民等と協力して福祉の推進に資する施策や地域住民等が地域生活課題を把握し、その解決を図ることを促進する施策を推進するために必要な各般の措置を講じなければならない、と規定され、施策の計画的な

推進が求められています。

- 地域福祉計画は市町村の総合計画や基本構想を踏まえ、福祉のあり方や基本的な方向性を示す基本計画であり、福祉分野の各個別計画の理念や目標に共通するものが規定されます。行政機関だけでなく、地域住民、社会福祉事業者をはじめとする民間事業者、NPO・団体等多様な関係者と連携し、どのように地域生活を形づくるか、という方向性を示すことになります。
- 福祉専門職や教育関係者、民生・児童委員や保護司など地域福祉関係者が、地域を超えて問題意識等を共有することにより、全県的な機運の醸成を図っていくことが重要です。
- 2018年4月に施行された改正社会福祉法により、策定が市町村の努力義務となった地域福祉計画について、県内の市町村の状況を見ると、策定済は40市町村、51.9%（2021年4月現在）となっており、全国の市町村策定率の82.9%と比較すると、大幅に下回っています。
- 地域福祉を推進していくためには行政だけでなく、地域住民や社会福祉事業者をはじめとする民間事業者と連携し、協力して取り組むことが不可欠です。そのために、市町村地域福祉計画の策定プロセスにおいて住民参加による地域福祉推進に向けた動機付け、地域課題の共有化、解決に向けた検討を行うことが重要です。また、計画を推進しながらその成果や目標が達成できているのか、計画の評価委員会等を設け、地域住民が参加しながら評価していくことが重要です。

今後の取組の方向性

地域で包括的な支援体制を形成していくためには、高齢、障がい、子どもといった福祉分野の専門性を活かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築した上で、それぞれの持ち分を少し広げて、連携を図っていくことが重要です。

地域福祉を推進するために、市町村における支援体制整備の取組や地域福祉計画策定に係る取組について支援していきます。

主要な施策展開

＜施策の例＞

- ひきこもり支援センターにおいて、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援等を行います。
- 市町村による重層的支援体制整備事業の取組を支援し、困難を抱える方-に対し各分野が連携した切れ目のない支援ができる体制づくりを推進します。
- 多機関の協働により複合的な課題に対応する包括的な支援体制を構築し、生活困窮世帯の状況に応じた生活・就労相談、住宅確保支援などの自立に向けた取組を実施します。
- 複雑な課題を有する家庭等複数の支援機関による対応が必要な事案に対し、関係機関と連携し切れ目のない支援を行う「子ども家庭支援ネットワーク」の体制

を整備します。

- 困難を抱える子どもや家庭に対する生活・学習支援を通じて、世帯の自立を促し、貧困の連鎖を防止します。
- 生活困窮者が安心して暮らすことができる最後のセーフティネットとして、生活保護を適切に実施するとともに、稼働可能な生活保護受給者に対する広域的な就労支援により、生活保護受給者の自立を助長します。
- 「子ども支援委員会」や「子ども支援センター」、「子どもの自殺危機対応チーム」の充実・強化や、「SOSの出し方に関する教育」の小学校から高校の全校での実施等により、子どもの自殺対策を強化するなど、困難に直面している子どもの人権や生活を保護します。
- 不妊・不育専門相談センターにおける相談対応とともに、「妊活検診」費用及び不妊治療（先進医療）費用の助成により経済的負担軽減を図り、妊娠を希望する夫婦を支援します。
- 学校や地域でヤングケアラーを支援するため、教育機関と福祉部門が連携して支援できる体制を構築します。
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障がいなど社会生活上の困難を有する子ども・若者に対応するため、子ども・若者支援対策協議会を運営します。
- 市町村・児童福祉施設等との連携により、子どもが家庭で暮らし続けることができる相談・支援体制づくりを促進します。
- 医療的ケア児や強度行動障がいのある者など重度障がい者の日常生活と社会生活を支援します。
- 自殺のリスクが高い自殺未遂者への支援を強化するため、精神科医療機関へのつながりや地域の支援機関の連携を促進するとともに、自殺未遂者やその家族への相談体制の充実を図り、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます。
- 地域生活課題に取り組むとともに、住民主体の市町村地域福祉計画の策定や改定を推進します。
- 長野県社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人の公益事業を推進するとともに、行政の各部局や企業なども含めて、地域共生社会の実現に向けた課題解決のプラットフォームづくりに取り組みます。

第1節 市町村の地域福祉計画の内容

市町村地域福祉計画は社会福祉法第107条に位置付けられ、地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から『「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について』（令和3年3月31日付け子発0331第10号、社援発0331第16号、障発0331第10号、老発0331第5号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

●社会福祉法第107条

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号※に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

●地域福祉計画に盛り込むべき事項（抜粋）

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- エ 利用者の権利擁護
- オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
- ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）

第2節 地域福祉計画策定過程について

- 市町村地域福祉計画の策定に当たっての体制やその過程についても、厚生労働省「地域福祉計画策定ガイドライン」において示されています。
- 市町村地域福祉計画は、住民や利用者の視点に立って、高齢者や障がい者、児童といった、分野ごとの福祉制度の共通する理念や、サービスを利用しやすくするための支援、利用者の保護、地域福祉活動への住民参加や福祉制度の基盤整備など、地域福祉を推進していくに当たり基本的な事項を中心に計画するものです。したがって、各福祉分野の具体的な内容については各個別計画において策定することが望ましいと考えます。
- 市町村地域福祉計画の策定期間は、同じ福祉分野で関係がありますので、高齢者や障がい者の個別計画と改定期間をあわせたり、計画期間もこれらの計画と整合を取ることが理想です。
- 市町村地域福祉計画は行政計画でありながら、計画づくりに住民の参加を求めることが大きな特徴です。また、住民や社会福祉事業者等に地域福祉活動への参加を求めることや、医療や保健、教育、就労、住宅など、生活関連施策との連携を促進することが目標になります。
- 計画の策定にあたり、職員だけが携わればよいという考え方を避け、これまでの福祉の領域を超えて様々な分野と連携することで縦割り主義、横並び主義、前例主義を排除しながら、住民からの意見や提言を尊重して計画策定を行うなど、職員の意識を変えていくことが大切です。
- 市町村地域福祉計画は住民参加のもと、策定、実行、評価の一連の活動を実施するものです。計画を策定して「終わり」にすることなく、策定後も地域住民等と連携して地域福祉を推進する必要があります。そのためにも地域において自らの責任において発言し、計画づくりから実際の活動、評価まで自主的に参加する人が望まれます。それぞれの地域にいる自主的な活動の実践者や、その人の持つネットワークを通じて、より多くの地域住民等の参加が得られるよう呼びかけていくことが必要です。
- 計画の策定後、計画がそのまま放置されることなく、実効性のあるものとされ、また、地域において必要なサービスが効果的に提供されるためにも、地域住民を交えたモニタリング委員会等を設置し、計画の進捗状況等を常に評価していくことが重要です。

第1節 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、次のことを重視し、PDCA サイクル（Plan：計画 Do：実行 Check：評価 Action：改善）により、計画の推進及び進捗管理を行います。

1 地域福祉に関わる多様な主体の役割分担と協働、連携

- 長野県における地域福祉の向上のためには、県や市町村の行政のみならず、住民、地域、社会福祉法人、NPO法人、民間企業など社会を構成するすべての者が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、相互に連携協力する必要があります。複合化した困難を抱える家庭等に対しては、行政だけでなくあらゆる主体が総合的に連携し、支援するなどの配慮が必要です。
- このため、地域福祉に関する様々な情報を共有するとともに、意見交換等を通じ、県民のニーズや単独の市町村では対応が困難な課題を把握し、地域福祉に係る事業の改善・施策化に努めます。また、各団体との連携・協働を進めるコーディネーターの育成や、ネットワーク構築などの環境整備に努めます。

2 計画の推進体制

- この計画に位置づけた施策については、様々な機会を捉えて県民に周知を図るとともに、県民の幅広い理解と協力を得て着実に推進します。
- 計画の実効性を担保するため、部局横断した各施策の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。
- 長野県社会福祉審議会地域福祉計画専門分科会等、有識者等で構成される会議体において、地域共生社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

3 計画の見直し

- 計画の実行過程で、長野県の地域福祉を取り巻く情勢に、策定時の想定を大きく超えた変化が生じることも考えられます。この場合にあっては、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2節 計画の検討経過

1 長野県社会福祉審議会

年月日	会議名等
令和4年2月17日	令和3年度長野県社会福祉審議会
令和5年2月6日	令和4年度長野県社会福祉審議会

2 地域福祉計画専門分科会

年月日	会議名等
令和4年7月27日	第1回地域福祉計画専門分科会
令和4年11月9日	第2回地域福祉計画専門分科会
令和5年1月13日	第3回地域福祉計画専門分科会

3 地域福祉計画専門分科会委員

任期：R4.7.27～R5.3.31（五十音順、敬称略）

氏名	役職等
伊藤 由紀子	NPO法人ワーカーズコープ 北陸信越事業本部 顧問
亀井 智泉	長野県医療的ケア児等支援センター 副センター長
小池 邦子	社会福祉法人花工房福祉会 理事長
佐藤 もも子	社会福祉法人東御市社会福祉協議会 相談支援係係長 東御市生活就労支援センター主任相談支援員
澤柳 八千江	飯田市 福祉課課長補佐兼重層的支援係長
戸田 千登美	公益財団法人長野県長寿社会開発センター 主任シニア活動推進コーディネーター
永野 光昭	飯綱町 保健福祉課長
長峰 夏樹	社会福祉法人長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター所長
堀田 直揮	公益社団法人青年海外協力協会 事務局長
横山 久美	NPO法人ジョイフル 理事長

第3節 関連法令

○ 社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力

を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

- 二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
 - 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
 - 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
 - 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

- 第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
 - 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画で

あつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。